

平成28年第6回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成28年12月9日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	久 保 木 正 信 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	小 針 紀 喜 君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也 局長補佐 生 田 目 源 寿

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり8人で27項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については、一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） 同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をごらんいただきたいと思います。

質問順1、5番、江田文男議員の（1）小・中学校の和式トイレから洋式トイレに全面的に変えるべきと、質問順6、9番、上野信直議員の（3）公共施設のトイレは高齢者も若者も使いやすい洋式暖房便座に改修促進を同趣旨扱い。次に、質問順2、7番、水野秀一議員の（1）山白石特別保育所の廃止についてと、質問順5、10番、角田勝議員の（1）山白石特別保育所の来年度（4月から）閉所と対応についてが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。

一般質問については、昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に当たっては、前置き短く、簡明に、かつ建設的立場で議論し、効率的な議会運営と議会の品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、(1)小・中学校の和式トイレから洋式トイレに全面的に変えるべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

[5番 江田文男君起立]

○5番(江田文男君) 小学校の和式トイレから洋式トイレに全面的に変えるべきについて伺いいたします。

今、日本の子供たちに敬遠されているのが、学校の和式トイレだそうです。各小・中学校ではまだまだ和式トイレが主流だと思います。現代の家庭はほとんどが洋式トイレが主流です。子供たちから和式トイレが使いにくいという、以前から多くの声が上がっております。

そこで、本町の小・中学校では洋式トイレが幾つ設置してあるのか、今後和式トイレから洋式トイレに変えることはあるのか。予算等もあると思いますが、洋式トイレに全面的に変えるべきではないかと思ひます。

伺いいたします。

○議長(円谷忠吉君) 次に、質問順6、9番、上野信直君。

(3)公共施設のトイレは高齢者も若者も使いやすい洋式暖房便座に改修促進をの質問を許します。

9番、上野信直君。

[9番 上野信直君起立]

○9番(上野信直君) 今、家庭でも、スーパーやコンビニでも、トイレは洋式の暖房便座が普通になっています。以前は当然だった和式ですが、例えば、膝が痛い高齢者は使えません。災害のときの避難所にもなる公共施設では、避難者の健康にもかかわる大事な問題であります。また、子供たちは洋式になじんで育っていて、和式があいていても洋式に並ぶ子が少なくないとも聞きます。

そこで、公共施設のトイレは、高齢者にも若者にも優しい、暖房便座がついた洋式にしてほしいという声は各方面から強く出されています。

以下、3点伺います。

1点目です。現在の町の公共施設のトイレは、和式、洋式、どのような割合になっているのでしょうか。また、洋式で暖房便座の割合はどのようになっているのでしょうか。現状について伺います。

2点目です。洋式暖房便座化を一挙に進めることは予算的にも難しいと思ひます。したがって、優先順位をつけて、毎年計画的に進めるべきではないでしょうか。お考えを伺います。

3点目です。浅川中学校の大規模改修事業は何年も前から事業計画にのっていますが、幼保一体化施設の建設が終わってからということで先送りされてきました。そこで、これから大規模改修が行われる浅中では、利用者も極めて多いわけでありますから、積極的に洋式暖房便座化を計画に取り入れるべきではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) 小・中学校の和式トイレから洋式トイレに全面的に変えるべき、5番、江田文男議員さん。それから、公共施設のトイレは高齢者も若者も使いやすい洋式暖房便座に改修促進をという9番、上野議員さんの質問にお答えをいたしたいと思ひます。

初めに、江田議員にお答えをいたします。

ご質問のと通りの改修につきましては、学校等々十分に協議をしながら、子供たちがよりよい学校生活が送れるよう検討したいと思っております。また、洋式トイレの設置数につきましては、教育長より答弁をいたします。

次に、上野議員にお答えをいたします。

1点目につきましては総務課長より答弁をいたします。

2点目、3点目につきましては、改修改造工事が生じる場合には積極的に計画し、取り入れをしたいと考えております。

その他の質問については担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

全面的な洋式トイレへの改修ということでございますが、児童・生徒においては、洋式トイレを敬遠する子供たちもいるということがございます。先ほど、町長の答弁のとおり、学校と協議しながら検討したいと思います。

なお、洋式トイレの数につきましては、浅川小学校では16カ所、里白石小学校では3カ所、山白石小学校では6カ所、浅川中学校では13カ所でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 上野議員の1点目についてお答えをいたします。

現在の町の公共施設のトイレ状況でございますが、学校関係以外の公共施設26施設について調査の結果を申し上げます。

男子和式が17カ所、洋式が17カ所、うち暖房便座が15カ所となっております。女子につきましては、女子和式が48カ所、洋式が33カ所、うち暖房便座が22カ所となっております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 今、町長からの答弁でトイレ改修を、協議をしながらよりよい改修をするということは本当にいい答弁だと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それと、教育長。全面的に洋式トイレが敬遠されている人がいるという、今、答弁だったんです。本当ですか、この話は。300人いれば1人か2人はそれは確かに洋式トイレを敬遠する人もいますけれど、ほとんどの方が洋式トイレではないのですか。本当にいいのですか、こういう答弁をして。敬遠している人がいるというのは。

やっぱり、平均をとって、少なかったら何もこういう答弁をする必要はないんです。ほとんどの方が今洋式なんです。家庭、今、新しく新築している家で和式トイレつくっている家あるんですか。洋式でしょう。私、小学生中学生に何人か聞いたんです。学校でうんちはしたくないというんです。そういう人もいます、教育長。そういう話は聞いていないのですか。

そして家でしないと出ないというお子さんもいるのではないですか、現に。そういう、洋式トイレが敬遠されているような、そういう答弁やめてください。私はやっぱり小学校中学校、子供たちのために一生懸命やっているんです。やっぱり町長みたいな答弁してください。お願いします。

それで、近々、教育長、大規模改修計画がされているという、今、9番議員から聞いたんですけど、そういうときにはやっぱり全面的に改修したほうがいいと思います。どうしても和式トイレが必要だったら和式トイレを残しておけばいいわけですから。教育長なんかはよく父兄たちと懇談する機会が多いんでしょう。どういう話をしているんですか。

また、教育長答弁してください。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） その和式トイレにつきましての必要性と申しますか、結局、公共的に使う場にあるわけですので、誰でもがそのトイレを使うわけですね。そういう場合に、子供においては、やはりそういう神経質と申しますか、嫌がるという子供もおりまして、そういう意味で和式トイレの必要性は現在考えられております。

あとは、学校のほうでもそういう協議をしながらこれは進めていきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ、もしもそういう敬遠している方がいる可能性あるでしょう。いるでしょう。そうしたら、全面的に改修しないで和式トイレ1個だけ残しておくとかそういう方法があるでしょう。でも、私は先ほど言っているとおりには今はほとんどが洋式です。これからはもう恐らく99%、100%そうなるでしょう。そうなります。

そして今9番議員が言ったとおり、運動で足を骨折したら和式トイレ使えないでしょう。そういうお子さんも出てくるでしょう。ですから、改修するときにはぜひお願いいたします。

あと、最後に父兄たちと懇談するときに、そういう懇談する機会が多いと思うんです。そういうトイレの話などは出ないんですか。

最後にその答弁だけお伺いいたしまして終わりたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 現在のところ、特にそういう、保護者とトイレのことについて懇談はしておりません。

○議長（円谷忠吉君） 次に、9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 順番がこうなりますが、現状は、男子のほうは34あるトイレのうち洋式が15で、暖房便座がついた洋式になっているのが15、女子のほうは81あるトイレのうち22に過ぎないという実情でありました。これは、今の世の中の状況からすると大変おくらせていると言わざるを得ないと思います。

今の答弁で、浅中の大規模改造時については積極的に計画をしていきたいということでご答弁をいただきました。ぜひそのような方向で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それで、やはり洋式が、教育長の答弁の中に若干ありましたけれど、洋式が敬遠される理由というのは、一つは衛生感情の問題がある。もう一つは座ったときにお尻が冷たいということなんです。一つはその暖房便座化すれば解消できる。もう一つはどうやっているかという、どこのスーパーに行ってもそうなんですけれど、

除菌の設備があります。ああいうものをきちんとつける。そうすれば、どの人も洋式トイレに入っても抵抗なく使えるということになるだろうというふうに思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

それで、町長の答弁の中に、以後、改修や改造が計画されているところについては積極的に計画をしていきたいというご答弁だったかというふうに思います。今後、当面、改修や改造が計画されていない公共施設についてはどうなのかと。私はそこところが極めて問題だというふうに思うんです。質問の中でも申し上げましたが、災害のときの避難所になっている施設で洋式になっていないところがあって、避難した高齢者が、膝が痛くて使えなかったと、わざわざ2階まで行かなくてはならなかったというのがあの震災のときの避難所で実際にあったんです。

ですから、そういうところは、当面改修や改造が計画されていない施設であっても、これはやはり改修に取り組むべきだというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 両議員から出ているトイレの問題は、言いかえれば人間生きることによって、極めてトイレというのは神聖な場所なんです。言いかえれば居住生活の中で一番大切で一番きれいな場所でなければならないのがこの場所なんです。ですからそういうことを考えて、本来であれば100%、10個のうち10個完全に洋式というのはやはり問題があると思います。1つは残さなければならないと思います。

というのは、今、上野議員が言われたように、非常にその神経的な問題、精神的な問題、あるいは衛生上他人のものに触れるのは嫌だという極めて神経質の問題等々、これは我々もそういう感情があるわけですから、そういうことを踏まえて、やはり除菌するとか、あるいはペーパーを使うとかという方法はあると思うんですが、そういうことも含めてしっかりと検討していかなければならないと思っていますし、それから計画にのっていないのはやらないのかということではなくて、使用可能である公衆トイレ等々については本当に計画的にしっかりと改善、改良をして使う人が快く使える、そういう環境を整えるのが私どもの役割でもありますのでしっかりと対応してまいりたいと思っています。

余計なことですが一言加えますと、全国旅行をやって、日本で一番観光立県としての証明をされている、トイレのきれいなところはどこだという北海道なんです。北海道ほど全道にわたって公共施設のトイレを管理されているところは余りないのです。ああいうものをやはり見習うと、普通、日常生活の中で生活する公衆トイレ等についても当然そういう先進地のいいものを見習いながら、財政の状況を判断し、できるだけ早く迅速に改善をして、みんな神聖な場所としての使用ができるように努力することは私どもの務めだなと思っていますので、頑張ってやっていきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大変前向きな答弁が聞けたというふうに思います。

再度申し上げますけれども、町が災害のときに避難所に指定しているその施設、これについては、例えば1階にトイレ、2階にトイレが各1つずつあるというようなところもあります。各1カ所その和式を残さないということになると、これはなかなか利用者にとってどうなのかと。避難する方は高齢者が大変多いわけですから、ですから、避難所について今まで言った角度とは別の角度で、避難者にとってどうなのかという

観点から、ぜひこのトイレの問題を検討もしていただきたいというふうに思うんですが、再度伺って終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 真剣に対応したいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、5番、江田文男君、（2）さんぎょうまつり秋の刈上げ花火大会を町民グラウンドで今後も継続で実施するのかの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） さんぎょうまつり秋の刈上げ花火大会を町民グラウンドで今後も継続で実施するのかが伺いたします。

今年度のさんぎょうまつり秋の刈上げ花火大会を町民グラウンドで初めて実施されました。当日は天気もよかったせいか、たくさんの町民でにぎわいました。また、役場前からグラウンド駐車場までシャトルバス運行があり、これもまた大変よかった一つではないでしょうか。グラウンド内の出店も予想以上の人が来て、品物が売り切れという店が出てきて大変うれしい悲鳴と聞いております。また、夕方のミニ花火大会もテレビ放送もあり、短時間ながらも迫力いっぱいの花火に来場者から大きな歓声が上がったと思います。

花火の里をうたう本町に新たな歴史が刻まれました。町民から、次回も実施するならもう少し多くの花火を打ち上げていただきたいという要望が多くあります。

町長、いかがでしょうか。

今後も町民グラウンドでさんぎょうまつりや花火大会を継続で実施するのかが伺いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） さんぎょうまつり秋の刈上げ花火大会を町民グラウンドで今後も継続するのかが伺いたしますが、お答えをいたします。

今年度は秋の刈上げ花火を初めて実施することから、さんぎょうまつりも町民グラウンドで開催をしたところですが、実行委員会の反省会等を踏まえ、さんぎょうまつりの会場は、主催者の考え方にもよりますが、来年以降はもとの役場前が適当ではないかと考えております。

刈上げ花火につきましては、今後も滝輪地区等の関係する皆さん方のご協力をいただきながら継続してまいりたいと考えているところであります。ただ、数の多い少ないについては予算の関係もございまして、できるだけ経費がかからない中での、花火会社の社長さん等々のご協力をいただいて、見ばえのあるいい花火になるようお願いをしながら実施をしてまいりたい。

ひいては、初めて盆の16日という慰霊伝統の花火に加えて除夜の花火を行い、そして今年度は桜コンテスト、花火とのフォトコンテスト等をやって、そして秋に初めて岩瀬村で行っているような秋のスターマインを実施して、浅川町は福島県下の中で本当の花火の里と言われるような、いわゆる春夏秋冬の花火をつくり、これを県内外に発信をして、浅川町は花火があり、花火のように輝く町民の心をつくりあげるといった願いをこめての実施でありましたので、第1章にかかわらず、1ページを開きましたので、このページを閉じることなく後に続けていっていただければなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） さんぎょう祭は、来年以降は実行委員会ではもとの場所に戻そうということで何か決まったみたいで、それはそれで仕方がないと思います。

それで、花火は継続して行いたいということですので、ぜひ多く上げて町民に喜んでいただけるようお願いをいたします。それで、本当に、今町長が言ったように、我が本町は花火の里である、新たな歴史が刻まれたと思うんです。それで、やっぱり我が浅川町は花火、花火といえば浅川町なんです。もうこれはもう何十年もう続いているわけですから、ぜひ、町長が言ったように今、春夏秋冬上げていただけるようにまずお願いいたします。

それで、経費もかかるとは思いますが、花火を上げるためには町民からもそういう寄附をしていただければいいかなと思うんですが、ちょっとそういう寄附などは考えているんですか。それと、この花火は当然企業の寄附も今回あったのでしょうか。ぜひ、町民の方と企業の寄附などもいただければいいかなと思いますが、町長、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今回の花火については、寄附はございません。商工会で応分と。寄附というよりも協賛金という形から、金融機関では多少お手伝いをいただいたというふうに聞いております。

ただ、ご承知のように両町の青年会が、伝統ある盆の16日の浅川の花火大会に多くの皆さん方から寄附を頂戴をしながら町の予算に上乘せをして、あるいは企業等からも寄附をいただいてやっているんですが、青年会の皆さんは、花火のために町民から寄附をいただくと、我々の本命の8月16日の寄附が減ってしまうのではないかと、こういう心配もなさっているのです。そういうものの迷惑のかからないように、これからこの刈上げの花火の資金をどうするかということになれば、当然、国・県等々の事業の補助があれば別ですが、ない場合には単独で予算編成をし実施をするということになると思います。

したがって、個々の町民の皆さん方に善意をいただくことはあえて拒みませんが、私はできれば企業協賛という形をお願いをできればなというふうに思っていますので、これからそれらについての実行をする皆さん方と相談をしていきたいなと思っています。今回は、企業からの寄附はいただいておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 本当に今回寄附もいただいていないであのような立派な花火を上げたことはすばらしいことだと思います。ぜひ、この刈上げ花火を継続して何十年と続くようお願いを申し上げて、簡単ではありますが終わりにいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）町活性化のために箕輪字坂ノ前古墳群の再調査し大発見をの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 町活性化のために箕輪字坂ノ前古墳群の再調査し大発見をについてお伺いいたします。

古墳群は、昭和63年、バイパス工事の際発見された箕輪字坂ノ前古墳群であります。古墳は11基発見され、



5基はバイパス工事の際調査をし、現在の古墳を現地に飾っております。先祖の貴重なものが残っていて、私も大変びっくりしております。

古墳群は、11基のうち6基は未調査ということで、何が埋蔵してあるか考えると大きな夢が広がります。再調査するにはさまざまな問題や費用問題があると思いますが、ぜひ再調査をお願いいたします。また、平成30年には坂ノ前古墳群の近くに幼保一体化施設ができ、あの近くには住宅もふえてきており交通量も多いところでもあります。大変夢のある箕輪字坂ノ前古墳群を整備をして、町民の憩いの場としても提供してはどうでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

箕輪字坂ノ前古墳群は、昭和63年、国道118号バイパス工事中に発見されました。その際、古墳11基を確認し、そのうち保存不可能な5基の発掘調査を実施したところでございます。未調査の古墳を発掘するには県教育委員会への届出や、発掘費用の関係から行うことは現時点では考えておりません。

なお、詳細については教育長より答弁をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

古墳群の発掘費用については、原因者が負担することになっており、以前の調査では、調査費用は県で全額を負担したところでございます。古墳群の調査、整備については、夢のあることでございますが、調査費用の問題や、個人所有の土地であるため再調査等は考えておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 何か、夢のないような答弁で、本当にありがとうございます。

もっと、教育長、俺、余り教育長、教育長と言いたくないんだけど、もっと前向きに、町長の顔見ながら答弁する、それはないんだから、自分の思いを言ってください。そうして、前回は県で負担したんですか。すごいことではないですか。そうしたら、まだその残り6基も何らかの形で負担できるような、そういうことはないんですか。ぜひ、そういう、県で負担してもらえるような何かを見つけてください。まずそれ一つだけお願いします。

それで、古墳というのはそんなにほかの町村に余らないんです。我が町には11基もあつたんです。本当に夢のある話ではないですか。もう少しそこ、発掘して大発見をすれば、他町村から文化財として皆さん見に来ます。あるいは浅川町に来た人が、やっぱり町内めぐりでそこを回るんです。

ぜひ、教育長、夢のある話をしましょう。簡単に断ち切らないでください。ぜひお願いします。

それで、教育長、どうしてもその発掘をするには、まず何がネックなのかというと当然お金だろうけれど、その県にしていだけるような、そういう何かがないのですか。

教育長、まずその答えだけお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 前回はその調査費用は、国道の工事のために県が全額負担して行ったわけでございます。それで、県指定文化財というような形になりますと、そのような費用等のほうは出てくるかとは思いますが、今お話ありましたように、古墳群ですが、浅川町で13墳ございます。それから、石川町、玉川村等にもそういう古墳がございます。その中で石川町、玉川村では県指定になっている古墳もございます。

発掘されたそういう出てきたもの、出土品です。そういうものの価値によって県指定になるか、または国指定になるかということが決まりますので、そういう意味において、確かに浅川町においては珍しい、すばらしいものではございますが、そういう指定には至っていないという現状でございますので、その発掘費用につきましても負担ということは大変難しいかなと考えているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） わかりました。ありがとうございます。

町長、ものすごい、浅川町には古墳群があるんです。そしてその近くには今度幼保一体化ができる。そして近くには吉田富三記念館もある。それで周りには住宅も大変ふえているんです。あそこはもう大変にぎやかになるところだと思うんです。その近くにこの古墳群があるのですから、ぜひ、お金と時間がかかると思います。そしてさまざまな問題があると思います。ぜひ、町長、夢の話、夢の大発見をして、何とか浅川町を花火の次に潤わせたいと私は思っているんです。ぜひ、その大調査をお願いしたいんですが、町長、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 夢とは、全くそのとおりでして、問題は夢と現実がかなり違うという、極めて厳しい状況もあるものですから、一つの夢のある提言としては、私は非常に敬意を表したいと思っています。

調査は、地権者もあることですし、あるいは県の文化財等々、教育委員会等々の話もあります。ここでこうするああするという結論はちょっと難しいなど、質問通告を受けての内部の検討ではありましたが、しかしここではいさうですかということとはなかなか、後のこともありますのでできませんが、よく調査研究をすることだけはやってみてもいいのかなと、夢をつくるために、そういう意味を込めて研究をしてみたいなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、7番、水野秀一君、（1）山白石特別保育所の廃止についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 山白石特別保育所の廃止についてお伺いいたします。

去る10月27日に特別保育所の廃止についての説明会が山白石で行われました。町の担当課より説明がありました。今年度3月で廃止するとの説明でした。その廃止の理由といたしましては、園児の減少であります。その説明に対しては、特に地区民や保護者からは異論はありませんでしたが、送迎についての意見が多く出ました。町としては、送迎は行うというようなことでしたが、どのような方法で行うのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（1）山白石特別保育所の来年度（4月から）閉所と対応についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この山白石特別保育所は今年度限りと、こういうふうなことがもう今、水野議員からもありましたけれど、そういう経過をたどっておるということを私も聞きまして、本当に平成29年ということで40年間にわたるこの保育所の歴史、そしてそこで多くの山白石の子供たちが巣立って、そして地域の振興や地域のまとまり、地域のにぎわい、そういうものに大きな貢献をしたのではないかというふうに思うわけでありまして。

私もこの特別保育所を廃止をするに当たって、積極的に国や県の問題などを提起しながら、その実現に議会の中で口角泡を飛ばしたことを懐かしく、今、感慨深く感じるところであります。

この保育所は公立の認定保育所と違いまして、公立ではありますけれども特別保育所ということでの役づけでありまして、例えばこの保育料も月8,000円ということで一律というふうなことになったり、その運営等、あるいは給食等についてもいろいろな論議がその中でありました。

しかし、繰り返すようでありますけれども、地元山白石にとっては本当に残念で寂しい限りであると、また浅川町にとっても保育所が一つなくなるということで、何とも言えない寂しさを感じるわけでありまして。

ただ、保育園児の減少ということが、これはもう浅川町のみならず日本の人口減少、こういうものに伴って発生しているわけでありまして、それはいかんともしがたいと思うのであります。その問題について、4つの問題、質問してお伺いしたいと思います。

一つは、保護者、あるいは地元の方々との話し合い、そういうこともあったと思いますし、現況はどういうふうになっているのか、その話し合いの結果などについても、あるいは要望などについてもどうなっておるかという現況と経緯についてどうなっているのかということでありまして。

2番目には、特に保護者、関係者との協議で、この要望についてどういうものが出されてどういう答弁を町は説明をしたのか、答弁をしたのかということでありまして。そして、そういう関係者との円満な形で話し合いがなされたというそういう結果についても改めてお伺いしたい。

3つ目には、この希望する子供たちの保育所への通園、これは、一つは幼稚園バスということで、山白石の場合には2歳半からということでの保育でありましたから、年齢的に考えれば幼稚園バスも使用できるのかな、しかし安全ということを考えればそうはいかない、そういう側面を持っているのではないかと、こういうふうに思うのでありまして、その通園の方法、これについてお伺いしたいと。

4つ目には、この閉所後のいわゆる施設、これの利用について、話の中にも地元でも話が出ているということでありまして、本内地区ですか、区の集会所、そういうものにしてはどうかというふうな話なんかも出たり、いろいろ論議がなっておるといふふうなことであります。ぜひ、あの施設を、壊すことは簡単であります。しかし、そこをどうやっぱり活用していくかということについて、町も、地元ももちろんそうですけれども、知恵を出し合って活用をぜひしていくべきだろうと。

それはやはりどういう形ですか、私も具体的には頭に浮かびませんが、遊園地というだけではなくて、あの施設を利用して、例えば山白石の子供たちの催し物やそういうものなんかも計画していく、そういうことなんかもぜひその後の利用について工夫をしていただきたいと、町はどのように考えているのか、このことについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

まず、水野議員にお答えします。

山白石保育所の廃止について、山白石特別保育所の来年度4月から閉所と対応についてという質問と、10番議員にお答えをいたします。まず初めに水野議員にお答えをいたします。

山白石保育所で保育を受けておりました児童の保護者は、次年度他町村の施設と浅川幼稚園を希望しています。幼稚園を希望する場合、マイクロバスを運行し、自宅付近での送迎を考えております。

また、角田議員にお答えをいたします。

1点目は、今年度は在所児9名、子供の減少により廃止もやむを得ないということです。

2点目ですが、保護者会や地区住民と協議してまいりました。閉所についてはやむを得ないとの意見です。要望については、通園バスの運行をしていただきたいというものであります。

3点目は、保育所を希望する場合はこれまでどおり、保護者の送迎を基本といたします。

4点目は、施設の利用については今後地区の皆さんと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 本当に、私も地元として大変残念なんです、これはどうもやむを得ないわけです。これ、園児がいないのではどうしても継続できない。本当、この前、町の説明でも地区民といたしましても本当に仕方がないというのが一番先の言葉でございました。そのときの、一番心配した通園について、町長が答弁していただきましたように、保育の部分は、それは自力でというかそこは自分で送り迎えするのが前提だと思うんです。その幼稚園については今町長さんが言われましたように、自宅まで来ていただければ、それが一番いい通園なのかなと私も、保護者もそうしてもらえればいいなというような、その説明会の全員の話でございました。

そして、まだ、今現在も何名かは浅川の幼稚園まで来ている人もいると思うんです。やはりその人らも一緒に通園バスに乗せるというような形でやっていただくのが一番いいのかなと思っております。そして、今現在、バス料金として1台、月1,000円ぐらい出しているんですか。それに関しては、地元としては出すささないとも言わなかったですが、それは何も問題なく、バスの送り迎えで安全な送迎をしていただければというのが一番の心配事でありまして、その点についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 幼稚園のバス送迎の料金でございますけれども、往復利用の場合1,500円、片道利用の場合は1,000円ということで徴収をしているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 送迎につきましては、説明会時にもご説明しましたが、自宅の前ということには限りません。自宅の立地位置とか、道路事情とか、そういうものがありますので、安全にとまりやすい場所、また何人か幼児がいる場合には一番近いところというような形で、これまでも幼稚園バスの運行の送迎の仕方

はそういう形で対応していたかと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 課長、よくわかります。

それで、もしバスが自宅のところまで行ける場合は行くというような方向でよろしいのですか。道の幅も狭い、危険を感じるようなところは行かない、本当に今の人はほとんどが勤めて、朝、子供なりを送っていくと、勤めているわけです。そうすると自宅で待っているのが、車の運転できないようなばあちゃん、おじいさんですから、そのようなことで引き受けるにも安心な面も、できればなるべく近いところで送迎していただくというようなことがあればいいのかと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） これは前々から、議会の一般質問等々の中で、廃止をしたときの子供の送迎はどうなのだというのは、これは何度もこの中で、廃所と決まらないうちからその送迎の問題は議論になっています。そのたびに、私はまず、第一には安全・安心、子供は預かって必ず迎え入れる。必ず自宅に手渡して届ける。まず安心・安全を基本、絶対的な基本ということでありまして、これは今も、以前閉所する前の話も、閉所になってからもこの基本は全く変わりません。

ただ、問題は、今、幼稚園バスが町内を運行していますが、そのバスがストレートに山白石に使えるかという、これはちょっと検討しないとわからないと思います。そして、今、水野議員が言われたように、既に町の幼稚園に来ている子供です。それから、これから来る子供たち等々も一緒に送迎がないということであれば、人数の確保と場所の問題等も出てきます。その場合に、私は、基本的に考えていることは、小さな子供たちの乗れるバスというのは、子供たちのバスというのは、ある意味では特定ですね。椅子もシートベルトも。そういうものも考えて、人数にもよりますが、マイクロバス形態の中で、そして運行を委任して安全確保をやっていけば、一番、今言われたその道路の狭いところまで入れる、そういう環境が整うのかなと思いますので、そういうことを基本にしてこれからしっかりと詰めていきますので、そういう考えでひとつ、皆さんにも周知徹底をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、今、水野議員の答弁にも、安全・安心で、この狭いところなんかも含めて小さいバスというんですか、車、こういうものも活用しながらやっていくということで、以前町長も答弁いたしました山白石地域の通園についてはいわゆる軒から軒へ、本当に身近なところまで迎えに行くという、そういうふうな答弁もして、ああ本当に、これからそういうことになった場合には安心だなというふうに私も思ったのであります。

そういう面では町長の答弁変わっておりませんが、山白石地域は特にこの通園の問題では地域が離れているところは、例えば鶴ヶ谷とか、川北、川南ですか、こういう地域的なものを考えますと、かなり点在する可能性が強いですね。そうした場合に、今町長が言われるように、この鶴ヶ谷から例えば山白石の破石の集会所まで出なくてはならないというようなことなんか、具体的な例としてはですよ。あるとすれば、やっぱりこれは今水野議員が心配したように車がないとか、老人宅の世帯とかとこういうこともありますので、町

長が今答弁したようにケースバイケースで、本当に子供の安全・安心、こういうものからやっていくというそのことについて、もう少し詳しく、絶対そういうことは、遠くのほうから冬の道を、坂道を上ったり下ったりして、そういうことはやらせない、やっぱりきちんと通園の車を通わせると、こういうことだと思っておりますが、その点、確認しておきたいというふうに思います。

もう一つは、この保育料の問題があります。今まで一律8,000円ということでありました。今度は町の保育の基準によると、いわゆる所得によってそれぞれ変わるわけでありまして、その辺の状況が大きな変わり方になるのではないかなというふうに思うのですが、ただ、徴収一覧表を見ても大きな変化はないのかなというふうに私はある面で思うのですが、8,000円を超えるという、そういう方々への問題は、私は出てくるのではないのかなと、地域的なそういう状況を考えれば、当面あるいは何年かはこのそういう特例で8,000円どまりにするというような、そういうことも考える必要があるのではないかなと。

例えば、その30年の幼保一体化施設がオープンするという、その間の1年は、少なくともそういう処置をとるといふようなことなんかも私は必要なかなと、そしてその動向を見ていくということが必要なかなというふうに思うのであります。その保育所の保育料の問題であります。

それから、課長からも答弁がありましたいわゆる幼稚園バスの料金、これは町内山白石のほかは、今言うように往復で月1,500円とこういうふうなことでありますが、こういう地域性を考えたり児童の減少、過疎の進行と、こういうふうなことを考えれば統合せざるを得ない山白石地域については、この幼稚園バスの料金を免除するというそういう施策も私は必要になるし、それはやるべきではないのかなとこういうふうにも思うのでありますが、その点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 保育料のおただしでございましたが、平成27年2月に行いました山白石保育所の保護者会の中で、保護者のほうからの希望については全員が子供については幼稚園を希望するというものであります。平成29年度に該当する保育児については、幼稚園に該当する4歳児、5歳児ということになりますので、保育所を希望する子供はおりません。ですから、授業料等の、幼稚園の料金になってこようかと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） バス代についてはまだ検討はしていないんですけれども、今後それらも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、答弁漏れなんですけれど、町長が最初に言った、いわゆる水野議員との関連もありますが、そういう地域性を加味して、本当に、1人だろうとやっぱりケースバイケースでそこには迎えに行くという、そういうふうなことも町長の今までの答弁、説明から、私は安心しているわけではあります、そのことは間違いのないのですね、一つは。先ほどの答弁もいいですけど。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今回の閉所に限ったことではなくて、私はこういう議論があったときから、安心・安全、

受け取って必ず渡すということを基本にしていますので、今の幼稚園で使っているバスは、私は無理だと思うんです、使い方として。それから人数の問題も考えて。当然、小さな、6人なり8人乗りぐらいのマイクロバスの運行が一番適切だと思うんです。

それで、例えば今の話にもありましたように、鶴ヶ谷から破石まで遠いだろーと言っているんですが、歩くではありませんから、車ですから。たかが山白石に何の車と云ってあれだけの距離ですから、そこはスケジュールをきちんと組んで、時間表をつくって、そして何時何分にあなたのところまで回りますよという運行のスケジュールさえきちんとやれば、何ら心配はなく安全・安心を確保しながら送り届けができるものと、そういうことを基本にこれからの計画を進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2。

〔「議長、今のは答弁漏れのことですから、最後に1回。」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） では、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今町長から細かに通園の問題については答弁がありまして、私も本当によかったなど。

ただ私が言ったのは、いわゆるそのバスが細かいところに行ってもらえる、そうではなくて、こう集めてやるというそういうことについて伺ったのですが、町長は離れたところについてもきちんと車を向けて、安心・安全に手の届くようにやっていくと、こういうふうなことです。その点は安心して了解いたしました。

ただ、保育料については、来年は確かにこの子供たちが幼稚園に全員希望するということでもありますから、その経過としてはいいのだというふうに思います。ただ、私はこの今後の問題として、山白石に保育所があれば、いわゆる8,000円で済んだものが、町に保育所に通わなければならないというようなことになって、この倍もするようなそういう保育料金というのは、一覧表からすればかなりの納得が必要でありますけれども、そうなれば高いそういう保育料を払うことになると、いろいろな減免もありますが、そういうふうになった場合に、やっぱり山白石に保育所があったときのほうがよかったなど、こういうふうな述懐することのないような、そういうこのいわゆる当面8,000円どまりというんですか、上限が8,000円にするというような、そういう地域性を私は考えてはどうかと。これは非常に、ほかの保育児の保育料と相まって難しい面もありますけれども、こういう地域の保育所がなくなるということを考えれば、やるべきことではないかというふうに思うのであります。その点最後に町長にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、7番、水野秀一君、（2）若者定着、元気高齢者総活躍社会づくり事業についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 若者定着、元気高齢者総活躍社会づくりについてお伺いいたします。

地方創生推進交付金第2弾として、県内分として11事業、8,858万円が配分になりました。浅川町で行う若者定着、元気高齢者総活躍社会づくり事業に300万円の配分がありました。

この事業はどのような事業を行うのかをお伺いします。

なお、通告はしておりませんが、昨日の補正予算の説明の中で、総務管理費の中で地方創生事業費である300万円の計上がありました。その事業予算でよろしいのかお問い合わせいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

地方創生推進交付金について、去る11月25日に内示がありました。この事業内容につきましては、1、農産物加工製造・販売計画。2、小さな拠点づくり計画。3、巡回バス運行等の計画をし、平成28年度は調査業務を行う経費として事業費で600万円、交付金で300万円が内示になったものでございます。

なお、平成29年度、30年度においては、これらの事業を実施するための事業費として4,000万円を予定しているところでございます。

その他の、きのうの補正等のかかわりについては担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） それでは、お答えをいたします。

水野議員の一番最後にありました質問でございますが、質問事項と昨日説明をしました一般会計の補正予算、歳入で申しますと、総務費国庫補助金の地方創生推進交付金、それから歳出で申し上げますと、総務管理費の13目地方創生事業費が関連してございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） すばらしい事業だと思うんです。浅川町に対しまして、今までもいろいろな特産品をつくろうという考えでいろいろ今までやってきたわけでございますが、このような農産物加工・販売の業務委託なり、それから小さな拠点づくり調査委託ですか、それから巡回バス運行の業務委託など、これ28年度の調査で29年、30年と3年間の事業でこの継続をして、この事業をやるわけなのですか。

その辺、お問い合わせいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） この事業でございますが、28年度はあくまでも調査委託ということでございます。実施につきましては29年度、30年度で実施に移したいということでございまして、施策の内容は具体的に申し上げますと、まず先ほど町長が申しました1点目、農産物加工製造・販売でございますが、農家では昔ながらの漬物等を製造しているわけでございます。浅川町におきましては、農産物を加工しないでそのまま売っているという調査結果もございまして、それらを、自家製の野菜を加工して、漬物等で、地元で消費できないかなということで考えているわけでございます。

それから2点目の小さな拠点づくりにつきましては、各地区の空き店舗、それから空き家等について、前段で申し上げました農産物の加工、それから販売ができないかなということでいろいろ調査をする経費でございます。

3点目の巡回バスにつきましては、買い物弱者への対応をするために巡回バスを運行するための調査経費でございます。

以上です。



○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） これは本当に町にとっても画期的な事業だと思います。特に、この小さな拠点づくりとか、それから巡回バス運行、これは各町村でも車の運転できない方、それから高いところに住んでいる方など、お年寄りが大変、各市町村でもいろいろな試験を試みているわけでございます。

この浅川町においても、町の中の人は確かに商店などにも行きやすい面があるわけでございますが、町の中心から離れて、そしてバスが通っても1日1回か2回というような不便な点があるわけでございます。このような巡回バスをぜひ長い目でできるように、極力動いていただき、地方に足を向けてやるというような考えになってもらって、できるだけこれ30年までにというようなことではございますが、よい結果が出て継続していただければいいのかなと思うわけでございますが、その点について伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） おただしの巡回バス運行でございますけれども、28年は計画で29年度から実施に向けたいということで計画をしております。本年度いろいろ調査研究をして実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（1）ふるさと納税制度への取り組みについての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） ふるさと納税制度への取り組みについて質問をいたします。

本町のふるさと納税については、ことし、浅川産漢方資材栽培米コシヒカリ3キロ分、5キロから最高12万円以上、120キログラム。また、2万円以上、3万円未満に自然薯等の返礼を準備いたしました。さらに、10万円以上のふるさと応援寄付金に8月16日の浅川の花火見学、町内観光ツアーへの招待等も企画いたしました。その結果についてどうだったのか等、以下の点についてお聞きいたします。

1つ、本町ふるさと納税の平成28年度現在までの実績について。

2つ目、観光ツアーの結果について。

3つ目、来年度はどのように取り組むか。

4つ目に、今年度の取り組みについて。町内の取り組み方法とチームメンバーについて。

以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目につきましては、件数で18件、金額で48万円でございます。2点目につきましては、観光ツアーの結果ではありますが、実績はありませんでした。3点目につきましては、現在の方法を検証し、なお改善点があれば改善して取り組んでいきたいと思っております。4点目につきましては、ふるさと応援サイトに記載したり、他町村から勤務をしている教職員、役場職員に対して依頼を行うなど、寄附の件数増に努めてまいりました。担当職員は総務課、農政商工課職員で取り組んでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 本年度の実績が48万円、これから先まだあるので、ふえるのかなというふうに思うのであります。また、残念ながら花火の観光ツアーについては希望者がいなかったと。それから自然薯等も恐らくなかったんです。要するに、このふるさと応援で納税の見返り、返礼として納税者が望むのはやっぱり魅力あるそういう企画だと思うんです。ですから、8月16日の花火大会に招待って、これ、浅川町この辺、近県の人たちは相当知っているわけですが、一般的には余り知られていない。だからまずこの辺のところ、やっぱり宣伝が行き届いていないとそれは魅力にはならないのかなというふうに思うのであります。

それで、これインターネットでちょっと見てみたんですが、資料としては27年4月から9月までの寄附額の実績ということで、浅川町は5万円でした。それから石川町が33万円、古殿町が67万円、平田村が212万円、玉川村が1,950万円、棚倉町281万円、鮫川村241万円、埴町160万円、湯川村は3億7,200万円ということでございました。

この中で浅川町の5万円というのは非常に数字としては小さいのかなと、それで4番目の答弁としていただきましたけれども、私がお聞きしたのは、役場庁舎内で総務課を中心として何名かの職員を張りつけて、専門的に取り組んでおられるのかなというふうに思ったのでお聞きしたんです。答弁ですと、総務課と農政商工課の2つの課で全体的に取り組んでいると、具体的にチームを組んでということではないようであります。

そこで、来年度どうするのかという点について答弁がありました。現在の方法で改善点をということですが、これは根本的に相当改善していかなければふえない。まず第1点はインターネットでの周知の方法であります。非常に目立たないというか、もっとやっぱり、しっかりこの魅力を発信すること、そういうことが必要ではないかと思うのであります。

特に、漢方栽培米につきましては浅川町の町民の中でもまだまだ周知されていない。ですから、全国的なその中ではこの米を食べてみたいという、そういった希望もなかなか出てこないのかなというふうなことがあると思うんですが、それが相対的に、まず一つは来年度についてもっと具体的に、しっかりと、そうした計画をお持ちいただきたいのであります。その辺についてのご答弁をお願いします。

あと1点は、チームを組んでいただいて、そして専門的に取り組む。このことをやる考えはないのか、その点について答弁をいただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） ふるさと納税につきましていろいろご指摘をいただいたところでございます。

来年度の取り組みでございますけれども、まずは、ことしも行いましたが各方面への依頼です。町外から勤務しております教職員それから役場職員等への依頼。それから役場職員等でおじさんおばさんが東京、都市圏に行っている方もたくさんいらっしゃいますので、その方の依頼も必要かなと思っております。

もう一つは、今インターネットのご指摘もございましたけれども浅川町のホームページでもっと情報発信はすべきかなとは思っておりますので、その点はできるものにつきましては改善をしていきたいと思っております。

それから町内の検討事項でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、総務課職員、それから農政

商工課職員で、特に専門というか主体的に事務を行っているわけではございませんが、総務課と農政商工課職員でいろいろ相談をし、よりよい中身にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 各方面への依頼、職員の親戚等への働きかけというようなこともありました。また、ホームページでの周知ということもありました。

それで、やっぱり実績を上げているところの形を見ますと、何が一番効果を上げているかということ、ホームページでの周知なんです。ということになれば、当然浅川町のこのふるさと納税の募集のホームページのあり方、これをもっとしっかりと他町村、全国的に訴えられるような、そういうホームページの作成が必要になってくるのではないかと思うんです。

この点についてのご答弁をお願いします。

それから、漠然とした、農政商工課と総務課、こういう取り組み方そのものが私は問題だと思うんです。ホームページをつくる、どういうふうな形で納税者に訴えていくかということになれば、かなり専門的な研究が必要だと思うんです。ですから、やっぱり特定の職員、3人とか5人とか、やっぱりきちんと担当を決めてやって、その人たちに専門的にやっぱり方法を考えてもらおうと、こういうことをやられるほうが非常に効果的ではないかというふうに思うのでありますが、この2点についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） ただいま、ふるさと納税についてのホームページの周知がもっと必要でなかろうかという質問でございますけれども、その前に、ふるさと納税よりも浅川町そのものの発信をしていく必要があるのではないかというふうには考えております。

先ほど5番議員から質問がありましたけれども、秋の刈上げ花火、それから春、夏、秋、冬の春夏秋冬の花火ということで、ちょっとホームページもリニューアルしてみたいと思ひましてリニューアルをさせていただきますので、なお確認をしていただきたいと思います。

中身につきましては、春夏秋冬、花火に合わせまして城山から見た春の風景、それから秋の風景がございます。それらを連画で見るようにいたしました。それからもう一つでございますけれども、秋の刈上げ花火がなかなか当日見られなかった方もいらっしゃるかと思いますので、同じホームページで見られるようになっております。それらをもとに、浅川町の情報をもっともっと発信して、あわせてそのふるさと納税への発信もしていきたいと思っております。

それから、2点目のおただしでございますけれども、浅川町に、まち・ひと・しごと創生本部会議というのがございます。メンバーは課長でございます、その下に若手職員のメンバーもあるわけでございますけれども、その方たちの意見も伺いながら、よりよいふるさと納税のあり方を研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）公民館、町民体育館の耐震工事についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 公民館、町民体育館の耐震工事について質問をいたします。

この質問は、平成27年3月議会でも行っており、その際、町長は公民館については補助金がないことから財政状況を勘案し、町民体育館については実施に向けて進めていきます。この答弁を行いました。また、教育長は早急に今後振興計画にのせ、検討したいと思っていますと答弁しています。しかし、現時点で依然としてこの施設は耐震工事が行われておりません。

次の点について、町長、教育長にお聞きしたいと思います。

1つ、公民館、町民体育館の耐震工事はいつやるのか。

2、最優先で耐震工事をすべきではないのか。なぜやれないのか。やれない理由は何か。

3つ目です。公共事業の優先順位をきちんと守るべきではないか。

4つ目に、公民館と体育館は震災時被災者が使用できませんでした。このこともあわせてどのように考えておられるのかご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、第5次振興計画では、中央公民館は平成31年度に、町民体育館は平成32年度に予定をしております。2点目については、耐震工事の必要はありますが、町財政の状況により年次計画で行っていきたくております。3点目につきましては、優先順位は決まっております。4点目につきましては、中央公民館及び町民体育館は町指定の避難所ではありませんでした。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁いただきまして、公民館が平成31年、町民体育館が平成32年度ということですが、この耐震工事につきまして、私は平成24年の5月議会、27年の3月議会、それから今回と、この耐震工事について早くやれないかということでお話を、質問をしてきております。その際に、山白石小学校、里白石小学校が優先されたわけです。里白石小学校が去年で終了したわけですが、この公民館、町体育館の耐震改修工事につきましては、国のほうでも大震災以降かなりの優先順位をつけて補助をつけてきたはずなのであります。

現に、私も承知している情報ですと、玉川村は1年間に3つ、3カ所耐震工事をやっているんです。そのとき、私この27年3月かな、このときに私質問で申し上げた記憶があるのですが、あのとき、国・県のほうでのその関係の補助金は今年度限りで終わるといような情報を私お聞きしたわけです。それで私この議会ですということにはならないのですかということもあわせてお聞きしております。それで、27年3月の質問のときには、該当する補助金がないのでできないのだという答弁もいただいております。もしかして、この東北大震災に合わせたこの公共施設の耐震工事関係の補助金が切れてしまったのではないのでしょうか。この点についてひとつ教育長の見解をお聞きいたします。

それで、財政事情ということで答弁もありましたが、これは財政事情ではなくて、もう最優先で国・県は耐震改修工事を進めてきているんです。ですから、現時点になって財政事情がつかないからやれないというのはちょっとおかしいのではないかと、最優先でやらなければならない。まして公民館、町民体育館。これは、耐

震診断はかなり早い時期にやっているんです。ですから、もうとつくにできなければならないわけです。以上の中で、一つは補助金がなくなってしまったのではないのかということと、これは平成31年、32年などと言わずに、早急にやるべきではないかと、郡内で耐震工事が終わっていないというところ恐らくないと思いますよ。この点についても教育長わかればご答弁いただきたいと思います。

以上。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 耐震工事の関係でございますけれども、震災当時、震災後、学校施設、公立学校施設については補助金がありました。文教施設、町民体育館、公民館等を含めまして調査したところ補助金はないということでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） あの、町長もひとつよく聞いてほしいんです。

今、担当課長、補助金がないと言いました。なくないですよ。あるんですよ、いろいろ。幾つもあるんですが、私、一つだけあげますけれども、公共施設等耐震化事業、消防庁国民保護・防災部防災課、概要、防災拠点となる公共施設等の耐震化事業のうち地方単独事業が対象であると、充当率は主に90%、交付税措置、元利償還金の50%に相当する額を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入すると。補助金あるでしょう。だから、補助金がないからできないんだなどということでもんもん先送りする。これは他町村から比べてどどんおくられていきますよ。補助金があるんです。しかもこれは非常に有利な補助金だと思いますよ。

これひとつ、町長、教育長に言って、きちんと調べさせて、あと総務課長にも調べさせて、そうして財源手当てをして早急にやってください。あの公民館、やっぱり体育館は非常に危険だと思うんですよ。

そのことをお願いして終わります。答弁があればお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今言われた補助金の対応が私どもの町に本当に対応できるのかどうか、まずその調査からしてみたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ここで、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、田中重忠君、（3）公共下水道事業の見直しについての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 公共下水道事業の見直しについて質問いたします。

この質問については、平成27年3月議会でも質問をしております。今回の質問の趣旨は、平成30年度以降の公共下水道、第4期整備計画を継続して実施していく考えかどうか、また、検討の結果どうなったのか。

現在進めている第3期整備計画が終了すれば、ほぼ町内の公共下水道網は整備されるはずであります。その後さらに第4期整備計画を実施することは、住宅のないところに公共下水道管路を布設することになり、費用対効果の点や町財政上決して好ましくはないと思います。浅川町公共下水道事業は、第3期整備事業をもって終了すべきだと考えております。

以上の点から、次の点について町長にお聞きをいたします。

1つ。公共下水道事業第3期は、平成30年度までに27ヘクタールを実施するとのことですが、現在の進捗率について。

2つ目。第4期整備計画は本当に必要なのか。実施するかどうかを慎重に検討し、大胆に中止すべきではないか。

3つ目に、公共ます設置受益者加入金等は幾らで、現在どのように対応しているのか。

4つ目に、汚水処理施設の整備をやる必要性と理由について。

5つ目に、現在の接続可能戸数と接続済み戸数及び接続率についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

1点目につきましては、平成27年度末の実績で38.5%です。

2点目につきましては、検討すべき区域、見直しが必要な区域、また、整備すべき区域について今後判断をしたいと思います。

3点目、4点目、5点目につきましては、担当課長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、ご説明申し上げます。

3点目の公共ます受益者負担金につきましては、町下水道事業受益者負担金条例によりまして一般住宅で1戸13万円です。住宅以外につきましては、建築物の用途によりまして対象人員を算定し負担金を算出しております。これら負担金の納付につきましては、一括納付または分割により納付をいただいております。

4点目につきましては、汚水処理施設の浄化センターについてのご質問と理解いたしましたが、第3期整備区域が完了しても現在の一系統による処理施設で処理可能であることから、整備する必要性はございません。

5点目につきましては、公共ますの設置数による接続状況で申し上げたいと思います。平成27年度末現在における公共ますの設置数は803戸です。接続戸数は439戸であり、接続率は54.7%になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまご答弁いただきました。2つ目の第4期整備計画については、検討して判断したいということではありますが、これについてはひとつ慎重に検討されて判断をお願いしたいと思います。それはなぜかといいますと、ただいま接続数もお聞きしましたが依然として54.7%、いわゆる50何%程度なんですね。それで住宅がこぞっていないところへ管路をどんどん広げていけばいくほど、接続率は悪くなると思うん

です。そういうこともありますので、十分にその辺は検討をしてやっていただきたいと思います。

それで、第4期整備計画これを実施するかしないかについての判断は、ただいま町長が答弁した事柄を十分に検討して判断したいということですが、これはどうなんですかね、第3期で終止をすると、そういうお考えは町長お持ちでないのでしょうか。理由としては私ただいま説明したように接続率が悪い等の理由であります、その点を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 第2期から第3期に移る時点もその期間中に次の期の申請をやらないと、新たな設計委託から入りまして大変な経費負担増になります。そういうことを踏まえてこの4期計画というので、私どもの全体計画の中でどこに位置づけるかというのが今後の課題だと思っています。今言われているように加入戸数もない住宅もないところに本線を引くなどということは全く、膨大な経費がかかりますので、これは再検討というより全く中止すべき事項だと思っていますので、この第3期計画が終わる前の、1年前ぐらいの年には第4期計画の申請等々しなければ事業採択にはなりませんので、そういうことをしっかり見きわめて重要な判断をしていきたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、よろしくご判断をいただきたいということをお願いして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）汚染稲わらのその後の対応についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 汚染稲わらへの対応について質問いたします。

平成23年3月、東北大震災の原発事故により発生した8,000ベクレルを超える放射能汚染稲わらについては、翌々年の平成25年3月議会でその安全対策について初めて取り上げました。

この8,000ベクレルを超えた汚染稲わらについては、国の責任で県と各市町村が調査・確認の上、フレコンバッグ等で梱包し安全性を確保、国の中間貯蔵施設が準備できるまで所有者と町・県において安全基準に従い貯蔵することになっており、浅川町では大草2カ所、滝輪、山白石、松野入等にそれぞれ保管されているはずであります。国の中間貯蔵施設は一部が完成し、町内学校敷地内に保管された除染廃棄物は既に運び出しを終了されたものと思います。

以上、町内放射能汚染廃棄物の管理がどのようになっているのか次に点についてお聞きいたします。

1つ、現在町内で保管している高濃度汚染稲わら等の保管箇所は何カ所で、どことどこか。

2、どのように保管管理されているのか、保管の状況をお聞きしたい。

3つ目に、町内から持ち出すのはいつごろになるのか。

4つ目に、保管中の安全性確保と放射線数値について。これは何ベクレル現在あるかということでもあります。

この4点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の保管箇所は、滝輪1カ所、松野入1カ所、山白石1カ所、大草3カ所、合わせて6カ所です。

2点目の保管の状況につきましては、フレコンバッグに詰め被覆土などにより遮蔽しております。

3点目の搬出時期につきましては、現在明確ではありませんが、遅くとも平成31年夏ごろまでには搬出できるものと理解しております。定かではありません。

4点目の放射線数値につきましては、空間放射線量は月に1度程度はかかっております。いずれの箇所も毎時0.1マイクロシーベルト程度となっている状況であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ほぼ良好に管理されているようであります。ただ、この汚染稲わらの保管・管理については、平成25年3月、6月、9月、12月と4回、私のほうで質問行っているんですね。ここで出てきたのはフレコンバッグで梱包して、そしてきちっとしたところに埋めて、土をかけてという形で保管されたと思うんですね。その保管は県、町、所有者だったと思うんですが、これまで月に1回だったと思います、立ち会って線量を測定し、そして管理をしていくという記憶があるのですが、この辺についてはどうだったのか。

だとすれば、現在どのようにやられておるのか。これは恐らく梱包して埋めてそのままというのではないんですね。持続的に中間貯蔵施設に運び込むまで、やっぱり責任を持って管理していく。それは町村だけでなく県も関与して管理していくということになっていたと思うのでありますが、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今の町長答弁にもありますように、空間放射線量につきましては、月に1度はうちのほうの職員と環境省再生事務所もあわせて立ち会いをしてはかっている状況です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると適切に管理し、そして特別高濃度ということではなくて、規定どおりの放射線量でいっているということだと思いますので、この点については安心をいたしました。

それと、先ほどのいつごろ持ち出すのかということについて、先ほど町長答弁で明確でないということでありました。これは、わざわざ国・県の出先、ここに問い合わせをしないとこれは答え出てこないと思うんです。きょうの質問は質問でいいんですけども、この議会終了後に県のほうに問い合わせをして、いつごろになる予定なのかということについて確認をしていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） この稲わらの処分につきましては、具体的な動きがありまして、福島環境再生事務所では田村市と川内村の間の東電の施設に仮設の減容化施設、焼却場を現在建設中です。来年3月ごろから稼働が開始されるということで、そこに3年程度で県中、県南、いわき、川内村、会津の約5万トンの農業系の廃棄物を処理するということになっています。浅川町でもその仮設減容化施設に運び込む計画になっておりますので、来年3月から始まりますので、おおむね3年間でその地域を処理するということになっておりますので、先ほど答弁した遅くとも平成31年夏までというような答えになっております。

以上です。



○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）八紘園の整備についての質問を許します。

８番、田中重忠君。

〔８番 田中重忠君起立〕

○８番（田中重忠君） 八紘園の整備について質問いたします。

八紘園の管理・整備については、平成24年9月議会から本議会まで通算6回質問を行ってきました。しかし、八紘園は現在も木橋が壊れたままで、水質の改善も、また、ペットボトルなどのごみも一向に片づけられず、以前のように子供たちや町内の人たちが散歩する姿は見られません。

町は振興計画で公園や緑地などの整備を掲げていますが、現在の八紘園の管理を見る限り、とても整備の実現性は考えられません。数年前県の補助金を受け、町と町商工会が行った緊急雇用対策事業で植えたスイセンとチューリップの花も、ことしはほとんど消えてなくなっていました。私は幾度となく八紘園の整備と管理をこの議会で指摘、要望をしてきましたが、いまだ何一つ改善の跡が見られません。

以上を踏まえ、次の点をお聞きいたします。

- 1、八紘園の木橋はいつできるのか。
- 2、循環ポンプと噴水は直っているのかどうか。
- 3、排水した池にはビニール袋やペットボトル等のごみがいつもあるが、なぜ清掃しないのか。
- 4、一体いつ正常になるのか、その見通し。
- 5、八紘園周辺の落ち葉等の清掃は、いつ誰がやるのか。

以上、5点についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の木橋の完成時期につきましては、平成29年2月中に完成を見込んでおります。

2点目の循環ポンプはふぐあい発生のため停止、噴水は稼働できますが、現在は冬季間のため停止しております。

3点目のごみにつきましては、適切に処理したいと思います。

4点目につきましては、下水・雨水の状況を見ながら今後の管理を検討したいと思います。

5点目につきましては、シルバー人材センターが月に1度程度清掃することとなっております。時期につきましては、打ち合わせを行いながら実施していきたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ８番、田中重忠君。

○８番（田中重忠君） 第1点目の木橋ですか、これについてちょっと聞き取れなかったのですが、平成29年…

〔「2月完成です」の声あり〕

○８番（田中重忠君） 何年のですか。

〔「今年度。29年」の声あり〕

○８番（田中重忠君） 来年度の。わかりました。

それで、前にもこれは質問してご答弁いただいたんですが、池を排水して、そこがから一つとなって、そこ

にビニールの袋やペットボトルなどごみがあるにもかかわらず、それらが今まで一度も拾われていないんですね。そしてまた水を張ってしまう。それがこう繰り返しなんです。今、町長処理したいということだったので、今度こそはぜひ。今度もう1回水を抜くんですかね、今のままなんですかね。今のままだとごみ拾うというのはちょっと無理かなと思うんですが。できたら、今雨水側溝も大分できあがってきておりますので、1回本格的に水が入る前に1回抜いて、ペットボトルやごみなどそういったものをきれいに拾っていただきたいと思います。これはお願いしておきたいと思います。

それから、落ち葉等についてはシルバーと打ち合わせをしてやるということでもありますので、ぜひひとつやっていただきたいと思います。あれだけの桜の木の落ち葉ということになると、やはり誰かが清掃しないとこれは非常に汚れてしまうと思うんです。

以上を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○8番（田中重忠君） はい、大丈夫です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）町内空き民家の実態調査とその結果についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町内空き民家の実態調査とその結果について質問をいたします。

町は昨年度業者に委託し町内空き民家の実態調査を行いました。その結果について私たち議会と町民には何一つ公表されておられません。公費を使った実態調査結果は議会と町民に公表し、情報を共有し、広く空き家の利活用と安全対策に役立てるべきであります。町が行った空き家の実態調査は国の法律と政策にのっとり実施されたはずであります。せっかく調査した結果は、所期の目的に沿って町民と町発展のために十分生かされなければなりません。次に点についてお聞きいたします。

1つ、昨年実施した町内空き家の実態調査結果について。

2つ、調査結果を得て、町は今後どのように対応していくのか。

3つ、町議会で町内空き民家の調査結果資料を公表すべきではないか。

4つ、委託料と調査費用は幾らかかったのか。

以上4点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

実態調査の結果、空き家候補122件、判断できないもの26件、合わせて148件が空き家の可能性ありと判断されました。

空き家の可能性ありと判断した全て148件のうち、所有者の重複、使用不可能判断を除いた92件について、10月5日にアンケートを送付し、全体の58.7%、54件から回答がありました。今後、このアンケート結果をもとに空き家バンク設置登録作業を行い、平成29年3月ごろから空き家バンクの運用が開始できればと思っております。

なお、詳細結果につきましては、個々の空き家ごとにデータ化され公表は困難であります。

空き家調査費用は729万円でした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず第1点目は答弁漏れで、調査結果を得て町は今後、どのように具体的に対応していくお考えなのか。この点についてご説明いただきたいと思います。

それから、この調査結果についての資料であります、データ化されていて難しいということですが、何件調査して、今口頭で答弁されましたが、それらについてもうちちょっと詳しく資料にして、これは出すことは可能だと思うんですね。これはやっぱり議会にぜひひとつ出していただきたい。その全部で148件ですか、そのうちの92件がどうのこうのということで、表示してもらえればいいと思うんですね。

できればそれらについて、これらについてこういうふうな利用方法をしていきたいと、こういう利用方法があるとか、中には恐らく古くて安全上取り壊しをしなければならない、そういったものもあるでしょうし、また、所有者がもう既に不明であるとか、いろいろあると思うんですね。それらについてひとつ文章で資料をお願いしたいと思うんです。以上の2点についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 1点目の今後のスケジュール等でございますけれども、町長答弁にもございましたように10月にアンケートを行いました。全体の58.7%、54件から回答がありましたけれども、今後このアンケート結果をもとに空き家バンク設置登録作業を行って、来年の3月ころから空き家バンクの運用が開始できればと考えているところでございます。

それから、資料の公表ですが、この空き家調査につきましては総括表がございまして、まずその総括表の中には空き家候補122件、判断できないものが26件、計148件が空き家の可能性がありましたということで書かれているのみで、あとは個票になっております。個票にはそれぞれ住所、それから推定される所有者、建築年度の推定等々書かれているわけがございまして、個人の秘密にすべきデータも記載されている可能性がございまして、したがって個票等の開示はできず、総括表であれば先ほどから申し上げましたとおり空き家の可能性が148件あったという総括表のみでございまして、一応公表はできないということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 個票は公表する必要はないと思うんですね。そうでなくて私が申し上げているのは、10月に調査をして全体で148件、そしてそのうち判断できないものが26件、それから空き家として認定したものが122件、それで所有者とかそういったものがわかったのが92件で、回答は54件からあったと。それから平成29年3月までに空き家バンクに登録をして、そしてこうやっていくんだというような説明しましたよね。それらについて資料としてお出しできるでしょう。ここで今説明受けて、うちに帰ってあれしたら、もう頭の中、消えちゃうんですよ、これ。だからやっぱりその都度こういう重要な資料については出してください。個票を出す必要はないです。ですから、それらについて調査の結果について出してください。

それからもう1点、どのように活用する考えかということで、空き家バンクに登録をしてそしてやっていくんだということですが、現時点で町としてはどのような活用方法を考えておられるのかについて簡単にご説明

いただけますか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 公表でございますけれども、空き家調査の結果につきましては表題部に空き家候補122件、それから判断できないもの26件、合計148件というそれしかございません。あとは個票になりまして、したがって、これそのものが個票かなとは思っております。

あと、それ以降の92件中54件云々というお話がございましたが、空き家の可能性148件のうち事務当局、私どものほうで所有者のリストというのは所有者がちゃんとあるということでございます。それから、使用不可の判断というのは、もう壊れていて使用は不可能ですというふうに判断をしまして、それらを除いた92件についてアンケート調査を行ったわけでございます、それぞれの数値につきましては、今質問等でやりとりした数字の中身になっております。

それから、空き家バンクの今後の活用でございますけれども、先ほど地方創生推進交付金の中でも申し上げましたけれども、その中で町として活用できる空き家があれば活用したいと思っております。それ以外につきましては、回答に基づきまして例えば売りたい、例えば貸したいという中身もございました。実質的には今取りまとめ中ではございますが、54件回答あったうち10件未満等でございますけれども、それらについて空き家バンクに登録をして借り手がいれば、それから買い手がいればということで作業を行っていくという中身でございます。

以上です。

○8番（田中重忠君） 危険家屋はなかったんですか。

○総務課長（久保木正信君） 危険家屋でございますけれども、中には危険家屋もございました。

○8番（田中重忠君） 何戸ぐらい。

○総務課長（久保木正信君） 数戸でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、2番、金成英起君、（1）日渡橋、通学路に歩道をの質問を許します。2番、金成英起君。

〔2番 金成英起君起立〕

○2番（金成英起君） 日渡橋、通学路に歩道をについて質問を申し上げます。

県道75号塙・泉崎線、長年の懸案事業であります寺の下交差点より日渡橋周辺、滝輪地内までの道路幅が非常に狭く、車両交差の際接触事故も多々あり、地域住民、子供たちの歩行の安全と交通事故防止を図る観点から早急に改修、拡幅工事ができますよう沿線沿いの人々や滝輪行政区からも陳情、要望が、お願いが上がっていると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

ご質問の路線については、車道及び歩道が未整備であり、道路改良及び橋梁のかけ替え等の必要性は十分認識しておりますので、毎年、県に要望書の提出と意見交換会においてその内容を具体的に取り上げ、何年にもわたり、再三にわたり、要望活動を実施しております。県としても、本町にとっての長年の懸案事項として

承知しておりますので、具体的な事業化に向けてさらなる強い要望を図って、働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、金成英起君。

○2番（金成英起君） 大変、これは長年にわたるいろいろ事業の中で118号線に滝輪前の道路を直接結ぶ計画もありました。あとは新たに日渡橋を、広い橋をかけ替えるという案もありましたが、なかなか実現ができていない旨であります。ぜひ町長さんには各関係機関に働きをかけていただいて、早急に、最低でも住民の生活道路でありますので、歩道を設置していただければと思っております。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○2番（金成英起君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）旧専売公社跡地駐車場に、待合所、公衆トイレ、公衆電話設置をの質問を許します。

2番、金成英起君。

〔2番 金成英起君起立〕

○2番（金成英起君） 旧専売公社跡地駐車場に、待合所、公衆トイレ、公衆電話の設置をという点でお伺いいたします。

旧専売公社跡地を駐車場として9月1日付で浅川中学校に通達があり、父兄からは大変喜ばれております。しかし、上記3種の設備が設置されれば町民や花火のとき等にも十分に利用価値があると思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

旧専売公社跡地は、現在、中学生の登下校時の送迎場所として利用しているところでございます。

冬期間の下校時間帯は暗くなることから、11月初めには安全に下校できるよう外灯を設置したところでございます。

なお、待合室、公衆トイレ、公衆電話の設置は全てではありませんが、待合室、公衆電話等の設置は考えておりませんが、どうしても長期間の利用する中で必要だとすることであれば、仮設トイレ等の設置を今後検討していきたいと思っておりますし、また、あわせて先般、既設電柱に中学校の校長先生等々の要望もありまして街路灯を内向きにつけたわけですが、またつけた後に白川写真店の前のいわゆる電柱にもう一つつけると全体が明るくなって子供たちの安全も守れるし、迎えに来た車同士の接触事故も防げるのではないですかという要望もございましたので、早急に2つ目の街路灯を設置するよう担当課に指示をいたしておるところであります。今後の使用の方法等によって検討も加えてまいりたいなというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは教育長に答弁させます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

中学校の下校時については、一斉下校ということで各先生が校門前、旧専売公社跡地に行き指導を行っております。また、下校は部活動が終了後に一斉に行くことから、15分程度で父兄の皆様が迎えに来て下校となっております。以上のことから、待合室等の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、金成英起君。

○2番（金成英起君） 子供たちは部活動もあるんですよ。そうすると、6時ごろまで活動をやるという中で、冬期間、秋の彼岸から春の彼岸まで大変日が短くなります。そうすると、外で迎えに来るまで待っているということは、子供たちには体に大変こたえます。その中で、恐らくこの駐車場は一時的な駐車場だと思います。その間でありますが、できれば恒久的に公衆トイレがあれば、今後とも永久的に使える待合所、最低でも公衆トイレ、これは永久的に使えるトイレを設置していただければ幸いです。ぜひその辺を今後とも検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○2番（金成英起君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（2）屋内ゲートボール（浅川町コミュニティセンター）場の雨漏りは早期に修理すべきではないかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

屋内ゲートボール場の雨漏りが、もうしばらくしていると、恐らく大地震のその後ずっととなっていたんじゃないと言われるようであります。関係者の話、利用者のお話では、

そこですね、1つはいつごろから雨漏りがあったのか。そしてどういう対処をしてきたのかということと、2つ目には早急にこれを直すべきだろうと。これは特にいろいろ関係者が検討した結果、屋根を全部ふきかえなければちょっとわからないような、そういう状況があるというふうなことも伺って現地を見てまいりました。鉄骨のつくりでありますから、あの鉄骨の手前の一番というか、内部に入っている手前の大きなはりというんですかね、屋根自体の鉄骨のそこのところの真ん中のあたりからずっと伝わって両側に落ちるといような状況があると。これはもう現地の人たちもいつからかわからないと。今いる福祉センターの所長が行ったときからもう既に漏っておりましたというふうなこともわかりました。

やっぱり雨漏りは建物にとっては致命傷なんだと思うんです。ただ、鉄骨でありますからあと天井がなかったりいろいろしておりますから、そのままむき出しでありますから、ザーザー降るわけがありませんから利用には支障ないんだと、広いからゲートボールもその北側のほうでやられるし、支障がないんだとこういうふうな話もありました。

そして第一雨漏りの箇所がわからないと、これは3つ目にあるんですけども、これは専門家のそういう検討、こういうことをやったのかどうかということをお伺いしたんですが、それはやっていないようであります。ただ、いろいろ推測すると給食センターも雨漏りがあったわけではありますが、そういうことを考えると

かなかこの雨漏りの箇所を見つけて応急処置をするというのは非常に大変なんだと、困難なんだというふうな話も伺いました。

そこで、やっぱり私は専門家にきちんと、当時あの工事をやった業者あるいは屋根専門のそういう会社もあるわけでありますから、あの特殊な波型の大きな屋根でありますから限定されると思いますので、早急に箇所を見つけて、できれば応急処置でいけないものかどうかと、こういうふうにお伺いするものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

施設が鉄骨構造のため結露か雨漏りか判断できない時期もありましたが、相当の期間が経過していると思います。

2点目、3点目であります。一定程度の補修をしないと対応できない状況だと思われまますので、財政面と十分に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

ご承知のようにトタンぶき、瓦ぶき等の雨漏りは、これはプロでもわからないぐらいですね。その漏っている部分を修理しても全く違うところから雨が落ちるとというのが屋根の特徴でありますので、プロに頼めば明確にわかるかどうかは別にして、雨の落ちる部分は限られておりますので、この辺の修理をどうすれば可能なのか、これをプロによく相談しないとわからないと思います。雨漏りは本体を壊すことの原因になりますので、ご指摘のようにしっかりと箇所づけを見つけて早急に対応していきたいなということで考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長のご答弁でおおむね理解するわけでありますが、ただやっぱり和室のほうも傷んでいるんですね。これは天井が、こう裏板がぶら下がったり、それから側面の壁というんですかね、そういう内壁なんかも隙間が出たり傷んでいるんです。これは紛れもなく大地震の被害なんだというようなことでありまして、あわせてやっぱりそここのところもやるようになるだろうから、予算もかなり必要になるので、今町長の言ったように財政ともいろいろ協議しながら早期にやってはいきたいというふうな、その当事者の考えでもありました。

私は、なぜこう取り上げたのかというんですが、これはやっぱり利用している特にお年寄りの方々が、こんなに雨漏り、雨のときに来ると必ず漏っていると。こういうことをそのままにして、金がかかるからやらない。お前、お前って私は言われましたけれども、お前は給料もらって町民の税金をもらっているんだろう。はい、そうですというようなことを言ったんですが、そのやっぱり施設にとって、あるいは住宅も含めてですけれども、雨漏りというのはやっぱり建物にとっては致命傷なんですね。あれだけの頑丈な鉄骨ですからそういうことはないと思うんですけれども、ただやっぱりあのボルトのところにも雨がしみわたって、さびてですね、地震がきてあの鉄骨がこの曲がったり落ちたりしたなんていったら、これ目も当てられません。そういう状況は目視したところでは、生まれるあれはそんなにないと思うんです。しかし、雨漏りだけはやっぱりどの人も、特に町民は心配しているんですね。これは今町長が言われたように、ぜひ専門家に見てもらって応急処置で済むのかどうか。そして応急処置で済まないとすれば、それはいろいろ和室等も検討して1日も早くやっていただきたいということを要望して終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）町指定文化財への天災などによる損害への補助適用をして応分の負担軽減をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 文化財の天災などによる損害への補助適用を応分の負担軽減をすべきだということがあります。

これは、特に私は具体的に挙げましたけれども、一つはこの町文化財保護条例の第6章、29条（補助）に、教育委員会は町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財、または町指定史跡、名勝、天然記念物（以下、町指定文化財という）の所有者、保護者、保持団体その他の保存に当たることを適当と認める者、または町選定保存技術の保持者もしくはというふうに、もっと続きます。そういう人の、そういうことの損害を受けたり、天災なりそういうことの場合には、その一部を予算の範囲内で補助するという規定があるわけであります。

私は2番目に、具体的に、1、2とやりましたが、1番のこの29条指定というのは浅川町の文化財において今まで適用したことがなかったのかどうか。あれば、どういう状況であったのかということですね。

それから2番目には、この有形文化財の箕輪地区にあるいわゆる石仏群、私は俗称七人坊主と用紙に書きましたけれども、この箇所があの大震災によってまさに大損害を受けて首から落ちたり、私も行って驚いたんですけども、そういう工事を所有者が、基本的には所有者が全額負担をしてやっとな。自分もそういう機械を持っているところに勤めているので、そういうことで何とかやりましたというふうな話を聞きました。

その後、この近くにある樹木、杉あるいはケヤキ、こういう特に杉は老朽してだと思んですが、枯れて落ちそうになっていたというふうなこともあって、その周辺の樹木を切って整備をしたわけであります。これにも森林組合から委託された業者等頼んで数十万円かかったという話も聞きまして、町の貴重な指定文化財に個人の、例えばですよ、箕輪の場合には幸いそういう負担できる、そういう方が所有していたということでやりましたけれども、そうでなければ実際何十万円もかけて復旧工事やったり何だりは不可能だったと思うんですね。ですから、29条を適用するそういうことについて、ぜひこれから応分の補助をして調査をしてやるべきだということに思うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、現在まで29条を適用した事例はありません。

2点目につきましては、個人が所有しているものであり、補助を行うことは考えておりませんが、なお、町指定文化財については、所有者に管理謝礼の支払いをしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町からは管理に対する補助だったと思うんですけども、年に1万円いただいているそうであります。今度のこの樹木のことでも現地で工事やっているときに私、何回か行きまして、そういう中



で、例えば重機が入るためにドロドロになって非常に入りづらかったんですね。そういう点では何とか社会教育そういう点からも、この文化財ということからも町の関係者が砂利を、何立米だったかは私わかりませんが、入れて、そして重機等がトラック等が出入りできるような、そういう物質的な補助はしたようであります。これは本当に理にかなったものだなというふうには思ったのですが、ただやっぱりこの町の文化財の保護条例でこういうふうきちんと決めているわけですから、私は、個人のもので確かにあるんですね、あの場所については先祖様の石仏もあるというふうなこともあって。

しかし、それよりも町がやはりきちんと指定した文化財なんですね。看板にもこうかかっておまして。ですから、町外の方々もかなりあそこにやってきて、見学をしていくというようなことが再三あるそうであります。そういうことを考えれば、その一部を、経費の一部を個人のものであるからできないんだと、こういうふうなことはいかなものかと。例えば団体、共有そういうものであれば、するということ、裏返しすればするということにつながるのかと思うんですが、私は指定した文化財についてと、町の保護条例にはなっているんですね。個人のものはだめだなていうことは書かれていないんです、一言もね。ですから、これはきちっと一定の補助をすべきだと思うのであります。

教育長にお尋ねしたいんですけども、こういう保護条例があって、今まで適用がなかったんだという町長の答弁です。これは、本当にある意味ではよかったなと思うんですが、今度の大地震のような大災害、こういうときにこそ、こういう29条の適用をするべく教育委員会あるいは町の文化財保護審議会、こういうところで議論にはならなかったのですか。それから教育長からそういう問題提起はしなかったのですか。これは、文化財審議委員会の委員会は協議委員会の答申に基づいて行って審議をするということですから、そういうことで諮ってしかるべき処置をするのが妥当だろうと思うんです。そうすれば、やっぱり町長も個人所有だからというようなことでやらないというふうなことにはならない。そういう順序を通してやっぱり出たものについてはやろうというふうなことに私は町長の判断もなると思うんです。その点お伺いしたいと思うんです。教育長。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 町長答弁にありましたように、個人が所有しているものでありまして、補助を行うことは考えておりません。指定文化財として所有者に管理謝礼を支払っているところでございます。

また、文化財保護審議委員会等につきまして、審議案件としては出ておりません。話し合っていないです。  
以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育長、そうするとこの文化財保護条例の中に、いわゆるちゃんと所有者、保持者、保持団体、その他その保全に当たることを適当と認める者、こういう方には一部補助をするというそういう条例なんです。私、町長答弁でも言いましたけれども、個人の場合にはそれは例外であるというような規定も何もないんですね。やっぱり文化財は指定されるというのはそういうものの、私は文化的な価値、こういうものがあるからこそ指定するのであって、それが個人のものだから、ああいう有形文化財について補助しないというのは、この条例上の文化財の保護の、保全というんですかね、そういう点からも合点がいかないのですが、それをどういうふう理解すればよろしいのですか。どういう根拠でしないのですか。できないのですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 教育長の答弁もわかりますが、実は個人所有というところに一つの線引きがあるんですね。というのは、私は個人からぜひくれと言われるような状況であれば、それは全く話は変わってくるんだと思うんです。ただ、これは話してみないとわかりませんが、私の、どこまでも偏見かもしれませんが、あるいは個人的は判断かもしれませんが。この所有者の文化財のこういうものは簡単にあげると、私はむしろ固辞をされると思います。俺は要らないよということになる可能性のほうが大きいなと私は思っているんです。

ということは、今の、木の伐採の話もありました。私も承知しております。木が枯れて伐採。本来であれば山の杉というのは幾ら木材価値が下がっても、あれだけの大木になると高いのが普通なんですね。ところが、杉には木だちというのがあって、あの辺はものすごく地下水が浅い、地下水の浅いところの杉は年齢がくって大きくなっても実際は価値がない。価値感がないんです。売り買いは余りできる杉山ではないんですね、これは別な経済的な話ですが。

そういう意味からいうと、自分で荒れた山をきちっと整理しようということの、やはり所有者としての自分の山の管理義務はありますので処理してくれたと思うんですが、きょうの質問の内容を聞いて、それをどうすべきかは払わないじゃなくて、払うべきかどうかは本人に確認したいと思っています。話を内容をしっかりと。条例はこうなんだと。あなたはどうかということを確認をして、そういう前例が町の文化財の中、全てがそうだということになれば、それはもうこういう仕組みだからお金は払わなきゃならないんだよというようなことを説明しながらやっていかないと、なかなかその全体と一緒にということは考えられないなと思っっているんです。決して出す方針をすとか払わないとかではなくて、仕組みをしっかりと本人に知ってもらうこと、仕組みを知っていながら俺はそんなものは要らないよということになるのかは別の話ですから、よく話を担当者にさせてみたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）ふるさと浅川の名所、旧跡、文化財めぐりの「町バスツアー」を計画し、町民の交流と町を再認識する機会づくりをの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 議長が読んだとおり、通告のとおりであります。

1年に1ないし2回ほど、この町内をめぐる花の旅、あるいは文化財めぐり、あるいは産業めぐり、そのほか工夫をして町の歴史、自然の豊かさ等々を町民が再認識する。この浅川町のよさを広報で米寿のお祝いで聞きますと、本当に自然豊かな静かな町だと、よい町だという方々がほとんどであります。やはり文化財の話でもありましたが、本人にもraitたいのか、もraitたくないのかと言ったら、これはもう終わっているし、そんなことについては私はむしろ失礼だと思うんです。このこういう状況についてもわからなかったし、私も実際こういう条例がきちんとあるというのがわからなかったわけですから、そのことは余計なことでもありますけれども、そういうことも含めて文化財なんかをめぐったりして再認識していくという、そういうツアーなんかも他町村では大きなところ、市なんかではやっておりますけれども、ぜひ町民の融和と親善を高め、そしてその中で知見を得て、町づくりにも貢献するような文化的な発展をする町にしていくためにも、このバスツアー、バスとは限りませんが、バスツアーを計画していくべきだろうとこういうふうに思います。予算のかか

らないことでもありますので、ぜひお願いしたいというふうに提案したいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

浅川町には県指定文化財が1件、町指定文化財が15件、埋蔵文化財包蔵地が52カ所、城山を初めとする名所・旧跡、神社・仏閣が数十カ所ありますが、提案の件につきましては、人的配置、予算等から現時点では実施は困難と考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長答弁で人的配置、あるいは予算そういうところで考えれば、今のところは困難だということですが、私はこういうことにそんなに人的な配置が必要なのかなと、今の教育行政なり教育委員会なり公民館なり、そういうところで立案をして、これは立案って言ったって浅川町に限られた小さな町ですから、実際にその地域等を踏査する必要もあると思うんです。例えば4時間で回れる、あるいは1日かかりで回ったほうがいいのか、いろいろそれはあると思うんですけれども、やっぱり先ほど言ったようなそういう状況から、例えば町のマイクロバスがあいているときに、あいているときとか、この計画こういう中でこの季節のいいときを見たり、その状況を文化財の状況を見たりとか、いろいろそういうことで工夫をすればバスの軽油代ぐらいで済んでしまうんじゃないかと私は思うんです。それに専念する職員もそれは私は必要ない。やっぱりそういう社会教育の場という、そういうところで考えれば、工夫をすればできるのであって、金も労力もそんなにかかるものではないと思うんですが、町長、ぜひこれから検討してもらって、29年度あたりにぜひ計画を立てるよう要請しておきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 昨年、福島県花いっぱいデスティネーションキャンペーンという、JRから全県挙げて県内の観光地を県外からも復興事業の一環として華々しくやりましたね。それを石川郡管内でも観光めぐりということで実施をしました。石川郡の観光地めぐりのバス旅行、郡山発とかいろんなことやったんです。浅川町に来ていただいたのは2例か3例ですかね。一番来たお客さんが関心を持ったのは、法印有貞ミイラだと思えます。それと記念館だと思うんですが、あとは城山に登って町の眺望を見ていただいたという事例はありますね。これは町民ではありませんよ。郡山駅発ぐらいで石川郡を回るという日帰りコースだったと思いますが、そういう事例はあります。

この町内の観光地、じゃあ、どこなんだということになると、関心のある方はいろいろ掘り出しはあるんだろうと思うんですが、要はわからない人に来ていただいて見ていただくというのは、必ずガイドが必要ですね。と同時にそれにかかわるガイドがなければ資料の提示も必要です。全然わからない人が来てこれが何だではどうにもなりません、やっぱりその施設なり、神社・仏閣なり、あるいは歴史なり由来があるものにはガイドが必要。このガイドをやっぱりどう要請し、あるいは町外を問わず誰でもわかるようなパンフレット等の資料も必要。足は、やるとすれば、定期的にやるにせよ、あるいは年に1回2回やるにせよ、その車の確保は、私はやるとすれば業者に依頼することが一番計画を立てやすいと思っているんです。というのは、日にちを決めて参加人員が決まって、一応それから車の配置ということになるんだと思うんですが、そういう計画をきちっ

とやって、そしてどのぐらいの応募者があるのか、あるいは1日参加する料金は幾らなのか、そういうことも検討しなければなりませんから、ここで、はいそうしましょう。じゃあやみましょう、来年からしましょう。ということまでは、これは初めてのそういう提案ですから、ちょっと時間が必要だと思うんです。

ただ、町を売り込む、知ってもらい、それから発信をするということになれば、新たな、さっきの質問ではありませんが、ホームページも必要、インターネットも必要、こういうものもひっくるめてやっぱり町の姿の発信をしていかないとなかなか人は集まらないと思うんですね、ふだんぐらいでは。ですから、できれば夏休みの期間に多くの小学生の子供と父兄さんに来てもらうとか、そういう何か変わった企画をつくらないと人寄せほど難しいものはありませんので、そういう接遇にかかわる人的応援等も必要だと思いますので、来年度の事業として実施する、しないはさておいて計画ぐらいは若い職員とともに検討してみよう、そういうことの現時点では答弁よりは踏み出すことはできません。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長はそのやるためにはこういうことが必要なんだということで、確かに言われるとおりだと思います。ただ、私はそういう、材料というのはこの浅川町にいっぱいあると思うんです。例えば浅川史の中にあがっている文化財や、そのいろいろなパンフそういうものなんかを係の職員が羅列して、例えば印刷して参加者に渡すなんていうことは、私はこれすぐにでもできることだと思うんですね。

ただ、ガイドという点で言われれば、確かにどこの町村でもガイドを育成して云々ということはありません。それはやっぱり一遍にはそういうことはなかなかできないと思うんです。しかし、1年に1回なり2回なりそういうことが継続的にやられるということであれば、その例えばですよ、公民館なら公民館の職員の中にそういう知識を持って文化財を担当する、あるいは無形文化財なんかのそういうものも担当するようなそういう方、あるいは文化財の保護審議員、こういう知恵を集めれば、私はページ10ページぐらいの冊子は、冊子というんですか印刷物はすぐできると思うんです。そういうもので始めて、そしてやっぱり将来はほかの町村からそういう話があれば、例えばミイラ様と記念館を見たいんだけれどもというふうなことがあれば、いや、これこれこういうのもあるのでぜひ来てくださいと。ガイドも町のほうでつけます。つけますというんですかね、ガイドもおりますので、そのガイドは町の職員にするか、それはいわゆるボランティアにするか、そういうところは検討して行ってやればできるというふうに思いますので、ぜひ、町長は今すぐやれるというふうな約束はできないし、でも来年に向けて計画ぐらいはやっぱりしてみたいと、こういうふうなことでありましたので。

先ほどのいろいろ論議の中でもありました。いわゆる町のホームページですか、あるいはインターネット、こういうものの中で町は発信をしてもっと金もかけてもいいから、こういうきちっとしたものをつくってやるべきだと、こういうふうな話もあります。しかし、私は一番はやっぱりこの浅川にいる町民がこの浅川町の宣伝をできるぐらいの、ガイドではなくても、そういう知見を広めて誇りの持てるふるさとづくりをするべきだという考えでありますので、町長が今いろいろ検討して難しいこともあるけれども、来年あたりには計画をしていきたいということで、ぜひ計画だけじゃなくて、試しに1回実施をしていただきたいと、こういうことを要望して終わります。

○議長（円谷忠吉君） ここで、昼食のため1時まで休憩とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、（5）生活道路の整備についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 生活道路の整備についてお伺いします。

1つは、食堂のみそ善というのが国道沿いにあります。その食堂の西側に町道と町道の間に約40メートルぐらいなんですけれども、砂利道の道路があります。これは距離もそんなに長くはないし、以前は話もあったんですけれども、排水の件でというようなことでなかなか改善されなかったようではありますが、今は草ボーボーになったりしておりますので、そんなにお金のかかる場所ではありませんので、ぜひやってほしいということ。

2つ目には、慈眼寺の北側のお寺の南側が墓地になっておりまして、そのところずっと行きますと、ぐるっとかぎの手に回って水野商店に出る、そういう道路のところで、水野商店から真っすぐ行った角までは、突き当りのところまでは、以前生活道路ということで側溝を入れて舗装されています。ですから、そこから真っすぐ今度行っているのは、西側に裏門線ですか、あの町道までの生活道路をぜひ整備してほしいということがあります。これは、以前からも話がありまして、つぶれ地の問題なんかもあって片側は墓地だということ、用地一般にはならないということなんかもあつたりして、なかなかできなかつたところでもあります。

と同時に、本町と本町2区と東大畑裏門の境界でもあるんです、あの道路が。ですから、そういうこともあつたりしてなかなか実現しなかつたんですけれども、ぜひ実現をしてほしいなということで、お寺さんのほうではその分、入り口は余裕をとってあります。これは農転のときにやったと思いますけれども、あるいは入り口なんかについても協力をすることによってなっておりますので、4メートルの道路に拡幅をするというのはなかなか至難のわざなのかなというのは、片側にぎゅっと2メートル50ぐらいつぶれてしまいますので、個人の方がぎゅっと、かぎの手にあそこのところを持っているものですから、つぶれ地が多くなるということで、両町内にある生活道路の整備というようなことで、現道を基準として側溝分ぐらいはというふうなことで整備をしてほしいということでもあります。

3番目には、浅川駅に通じる停車場線、これは県道ではありますが、今実地測量が終わったんだと思うんですが、もう赤い杭、印がずっと立っておりまして、今年度実施設計ができあがるということで着々と整備に向かって県はやっているんだと思いますが、とりわけ町の建設課がそれに当たってやっております。これについても交通安全の問題があるわけでもあります。駅前から行きますと、今度あの国道に出るまでに3つの交差点に

なって、そして国道を横切れば斜め十文字になって裏門・美谷田線に通じると、こういうふうな状況になるんだと予測されます。その際に、この4つの交差点における標識やあるいは信号、そういう安全施設をどういふふうに考えておるのか。あるいは、裏門・美谷田線に横切って、この国道を横切って行くところに横断歩道がありません。ぜひこの際、横断歩道をつけてもらわないと非常に危険であります。さらには、裏門・美谷田線に入って行く出入り、国道からまた裏門・美谷田線に入る、そういう真っすぐな、橋がありますので十字路ではなくなるわけでありまして。その辺の安全処置、そういうものをどういふふうに考えておるのか。と同時に…

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、もう少し簡潔に言ってください。

○10番（角田 勝君） これらは、安全処置を講じてほしい。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目から3点目の取り組みについて、関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

現在町道の整備及び公共下水道事業を実施しており、多額の公費を投じて社会資本の整備を実施しております。このような状況の中で、生活関連道路を整備するにも財源の確保が課題となりますので、その必要性は認識しておりますが、それぞれに今後の対応を見きわめたいと考えております。

美谷田線バイパス等の交差点については、担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ただいまご質問ありました美谷田線につきましては、今現在進めています県道の駅前停車場線の改良工事を計画している状況です。今年度においては用地境界の確定ということで、来年度以降用地買収、工事等に入っていくというふうに県のほうから連絡が入っております。

今話ありました交差点改良の件については、県のほうで具体的な計画を示してありますので、その計画内容をベースに町道との隣接箇所、生活道路との関連箇所については、十分交通規制を含めた安全対策を十分に町としての要望についてもご意見を申し上げ、交通安全が図られるよう対処したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最初のみそ善のところの道路は、町長もご存じだと思うんですけども、本当に40メートルあるかなしですね。40メートルあるのかな、30メートルぐらい、ちょっと私もはかつてきませんでしたけれども、そういう箇所ですら特に葬祭場があったりして交通も結構あるんです。これはそんなに費用のかかるものではないというふうに思いますので、ぜひ財政いろいろ検討してということではありますが、やってほしいということです。

それから、慈眼寺の件については何ら具体的には触れられておりませんが、ぜひこの際検討をしていただきたいなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。先ほどのような状況でありますので、お伺いしたいと思います。

3番目の停車場線については、今課長が言われるように安全な対策をとっているということですが、ただ具体的に例えば4つの交差点ができるんですよね。そういうところについて、どういふふうにご要望したり考え

ているのかということを具体的に申し上げました。それから、横断歩道の問題、こういうことについてはやっぱりきちんと町が県に強く言わなければならないものだというふうに思うんです。裏門から美谷田線に通じる、その斜めに交差するようなそういうところについても、いろいろ側聞しますと対策をとっているようですが、具体的にはどういうふうな形で今県に要望しているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず初めに、1番目のみそ善協の生活関連道路の件ですが、これの路線につきましては、現在町道大明塚・背戸谷地線の道路延伸事業の計画を進めている状況であります。この路線と隣接している生活関連道路でありまして、今話しされたように延長も約50メートル程度ということですので、これらのその大明塚・背戸谷地線の延伸事業と整合を図るような、そういった形で検討はしてまいりたいというふうに考えております。また、この箇所についても埋設管として水道管が途中までできていますので、水道の配水管、本管ですね、こういうところもございまして、道路改良と水道管の埋設、もろもろ費用等の整合も図りまして、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の慈眼寺北側の生活関連道路ですが、延長にして慈眼寺から水野商店までは200メートル程度の延長があります。この路線につきましても、水道管の送水管と配水管とメーンの管が2本埋設されています。そういった関係上、路面排水の側溝と道路舗装というだけではなくて、埋設管もあわせてその整備が出てくるという関係もありますので、一概に道路だけの整備というふうにはいきませんので、そういった分も十分検討しまして今後対処したいというふうに考えております。

3点目の駅前停車場線に関連した生活関連道路ですが、今話ありましたように交差点については新たに3カ所、新たにというか、十字路、J字路それぞれにできるようになります。そういった従来にない新規の路線が整備されるわけでごさいますので、従来の交通の形態がこう変わるということで、前の議会でも説明したかと思いますが、新たな路線に関係する交通規制のあり方を、県道でございまして県の計画に基づいて交通規制のあり方についても、一つ一つ交差点については優先道路をどういうふうに整備するかということは協議をしまして、交通安全の対策を図りたいというふうに考えております。

また、駅前からバイパスにぶつかったJ字路に県道についてはなるわけですが、その先に裏門・美谷田線がありまして、若干ずれた形での交差点というふうになる関係上、勾配等もありますので、この辺の安全対策も必要ということで、ことしの2月に説明会をやった時点においても、県のほうに交差点になるということで安全対策を図ってほしいということで、今現在バイパスと附掛橋の間の短い区間ではありますけれども、のり面等もありますので、構造物等によって道路を拡幅をして出入り、交差点に支障のないように、そういったことについても具体的に説明会の中においても要望等もございましたので、直接そういった内容を県のほうに申し入れている状況でありまして、もろもろ、いろいろそういった安全対策等においても県と協議を踏まえまして十分な対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

1つだけお伺いしたいんですが、いわゆる横町に通じるあの生活道路、本管が埋まっているということではなかなか困難だと、それだけではないんだということの答弁でありまして、本管が埋まっている道路であればそんなに簡単にいけるものではないと私も思います。ただ、県道の停車場線が今度整備されるに当たって、こういう本管にも、恐らくエタパイだと思うんですね。エタニットパイプの昔の本管だと、水道管だと思うんですね。ですから、これは順次改善していかなくてはならないわけですから、そういうこの停車場線にその本管を持って行って、そしてあそこのところの本管については使用しないというような状況をつくりだして、その後整備するということができるのではないのかな、検討してほしいなと思うのでありますが、その点だけ伺っておきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今話ありましたように、水道、既設に埋設されている水道本管については、1日たりともとめることができませんので、まして昭和47、8年当時の石綿管の埋設管になっております。2本ありましてメインの管でございますので、新たな路線、今説明申し上げました駅前停車場線、そういった歩道を利用しながら布設替えの方向を今現在検討している状況ですので、そういうところも含めて駅前の延伸工事とあわせて水道管の布設も整備方針を立てまして、また、あわせて生活道路についても今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）保育料を無料にして子育て充実の町づくりを進めるべきの質問を許します。10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この問題は、6月議会に同僚の上野議員が質問をいたしまして、町長も随時法律の改正なんかもあって、いわゆる子供が多い世帯の減免、こういうふうなことなんかも整備してきましたので、いろいろ改善には町が当たっているということを理解しております。ただ、この保育料の無料化は本当に日本全国を見れば、何というんですか、大げさに言えば燎原の火のように次から次へと無料化になってきております。福島県では金山と、ちょっと忘れましたが、あと埴も来年度から無料にすると。古殿町もこの保育料については無料であると、こういうふうなことになっておりまして、次々と無料化になってきているというふうに状況はなっております。そういう中で、ぜひ浅川町は管内では古殿町に次いで保育料を無料にして、子育て充実の町づくりを進めるべきだということにこういうふう考えるわけでありまして、町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

これまでも何度も質問があり提言がありました。保育料等の軽減や補助を段階的にいろいろとやってきているのが現在の状況であります。幼保一体化施設の開園に向けて、保育料等あるいは給食費については現状が今の時点では基本であるということ、この場でお答えをしておきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。



○10番（角田 勝君） いわゆるこの幼保一体化のオープンに合わせて、これらの課題についても検討して善処、前向きに検討するという、そういう前の答弁と同じように、いわゆる幼保一体化のオープン、平成30年4月、こういうことを見据えて実行していきたいと。こういうふうなことで理解してよろしいわけですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 従前でも申し上げておりますように、開園と同時に改善すべき点はどうかと。今までも第一子、第二子あるいは給食費の軽減とか、そのとき、そのときの状況を判断して実施しております。ただ、今は基本的に、現在はそれが基本でありますけれども、新しい開園に向かって、これでいいのかどうなのかは、また平成30年4月以降に子供の数の問題等々もありますし、あるいは国の制度的な問題もいろいろと変わってきますので、そういうものにとらんで改善すべきものは改善するということではありますが、何でもかんでも、ではみんな無料化ということが果たして本当に平等なのかということも含めて、これをよい方向に改善できるように努力すべき問題だというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

次に、質問順6、9番、上野信直君、（1）町が借りている土地の一部にある異常に高い借地料は是正すべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） お尋ねします。

9月議会で私は、町が借りている土地に払っている借地料について一般質問を行いました。さらに、疑問点について決算の質疑でもお尋ねをしました。その結果、町が払う年間借地料の基準はその土地の評価額の3%が原則であるが、現在町が借りている土地の中には、1年間で土地の評価額の数十%、あるいは433%相当の借地料を払っているものがあるという驚くような答弁がありました。

土地評価額の数十%の借地料というのは、数年借りたら買った分くらい地代を払うということでもあります。433%の借地料というのは、その土地の評価額の4倍以上もの地代を毎年毎年払って土地を借りているということでもあります。まさに行政の公平性、公明性に大きな疑いを抱かせる問題であり、税金の使い方としても到底納得できない問題であります。

そこで、以下の6点についてお尋ねをします。

1点目です。実際はこれほど高額な借地料を払っているものがあるのに、一般質問には借地料の最高が年間7.4%だと答弁がなされました。このような事実と反する答弁をしたのはなぜなのか。高額な借地料の存在を隠す意図だったのかどうか伺いたと思います。

2点目です。これほど高い借地料を払うことになった理由、経過ですが、どういうことがあったのか伺いたと思います。

3点目です。これら高い借地料は昭和40年から50年ごろに契約したものだという説明でした。その後、契約更新のたびに貸し主を説得して当たり前の借地料に下げようと努力してきたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

4点目です。3%を基準としながら、一部についてはこれほど高い借地料を払い続けていることについて、

町長はどのように考えてこられたのかどうか伺いたと思います。

5点目です。これらの借地契約を終了させることは可能なのかどうか伺いたと思います。

最後の6点目です。不可能であれば、これら異常に高い借地料を是正し、町の基準である3%に近づけるよう努力する考えはあるのかどうか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目ですが、9月定例会において担当課長が答弁したとおりでございます。

2点目から4点目につきましては、全てが契約事でございます。その都度、いろいろな条件提示があったものと思います。その後、高額な契約物件につきましては、担当の方でいろいろ努力はしてきたと思っております。私もそのように指導はしてまいりました。

5点目につきましては、更地にして返せる土地があれば返還したいと思っております。

6点目につきましては、契約事ではあります、努力をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですが、9月の議会で答弁したとおりだということでありましたが、9月の議会の会議録、私繰り返し見たんですけれども、誤った答弁をした理由というというのは特に示されなかったんですね。私でさえ見つけることができたんですから、答弁の前に調べて実情を把握するというのはこれは可能だったというふうに思うんですけれども、そういう点からすると、これはやはりこういう高いものは隠すつもりだったのかなというふうに思うんですね。その点について1点目、もう一度明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから2点目、これらの高い契約に至った経過、それから下げる努力はしてきたのかどうか、町長はどう思ってきたのかということについては今ご答弁がありましたけれども、基本的には昭和40年から50年ごろということであれば、今の職員の皆さんが本当に若いころの話であって、なかなか実情がよくわからないということなのかなというふうに思うんですけれども、この辺の理由としては詳しくわかっているんですか。それともやはり私の思うように、もうわからなくなっちゃっているということなのかどうか伺いたと思います。

それから5点目、契約終了は可能かということで、更地にして返せる土地は返したいということで、これは前向きな答弁だというふうに思いますが、どのぐらいあるのかどうか伺いたと思います。

6点目の是正する考えについては、努力はしたいということでもありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

改めてお聞きしますけれども、この異常に高い借地料の地代を払っている土地というのは、みんなで何か所で地代は合わせると幾らぐらいになるのか、まず全体像を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、更新、これ契約ですからね、更新時期ってあると思うんですけれども、これは問題になっている土地の更新時期というのはそれぞれいつ来るのか。それもあわせてお示しをいただきたいと思っております。私はその際にぜひ、町に大いに汗をかいていただいて、当たり前前の地代になるように努力をしてもらいたいというふうに思うんですけれども、この時期をお示しください。

それから、地代としての是正、これもやはりひとつ必要だというふうに思うんですけども、最近は公共用地は全て購入してやろうと、借りるとするのはやめて土地を購入してやろうというのが主流になっているんじゃないかというふうに思うんです。ですから、これらの高い地代を払っている土地についても、購入できるのであれば私は購入したほうが、してしまったほうがいいだろうと、なくせない施設のために使っているのであればですね。ですから、地代の是正のほかには土地の購入というのも、これもぜひ選択肢の中に加えて、この問題の解決に当たっていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 骨格は私のほうでお答えします。ただし、細かい数字的なものは担当課長が答えたいと思います。

まず1番の、隠してたのかという問い。隠しておりません。現実を、この借地の格差の問題を問われて、本当に7.4%が最初だと思ったんです。そういう中で調べてみたところが433%というものが出てきたということであって、高いから議会に隠してやるべと、そういう意図は全くないということだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

それから借地を、今、後段にありました、そんな高いものを地代を払っているならば買って、購入したほうがいいだろうということでもあります。基本的には公共用地、全部今までも借地ですが、これはできるだけ自前の土地になるように議会の皆さん方にもご協力を得て改善をしておりますが、この40年代50年代のころの契約というのはほとんどが借地ですね。それが今尾を引いているということ。それが実際にどうだったんだという、もう50年代のことを調べても実際はわかりません。ただ契約の意図がどうだったか、これはまさに貸し手と借り手の問題があって、折り合いがつかずして事業を実施するためにはやむを得ず、こういう3%という基準を守ることができない、借りなければ事業は進まない、そういう状況の中で発生した事案を今我々が引きずっている状況であります。

ただ、それは今後はどうなんだと言え、これはまさに言われているとおり、更新時にはこういうことがありますよと、理由だけ、この基準よりもとんでもない高いものについては、やはり是正をしていただくよう地権者にはお願いを申し上げていきたいなというふうに思っています。

ここの面積、あるいは場所等々については担当課長のほうからお答えをしますが、いわゆる高いのは迷惑施設をつくる、設置する、使用するものについては、ある意味では交渉の主導権を握られてそういう価格でないと妥協できない、あるいは借地にはならないというようなものが、長い歴史の中で背景にあったのかなと、今受け継いでいる者としての判断はそういうことになろうかと思えます。その他の残余は担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず3点目の更地にして返せる土地はどれくらいあるのかということでございますけれども、今現段階で想定されておりますのは、幼保一体化施設の建築に伴いまして、旧幼稚園を更地にして返す予定でございます。面積につきましては今ざっと計算しましたところ約5,000平米でございます。

それから、高い地代の土地、何カ所で地代は幾らぐらいかというおたがしでございますけれども、今町長の答弁にございましたとおり、どうしても迷惑施設が高い地代になろうかなと思っております。総体的には1カ

所で、地代を全部足しますと約30万円でございます。

それから、更新時期でございますが、契約個々ございまして、ほぼ3年契約、更新しております。したがって、3年ごとに更新時期はくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目、隠す意図はなかったんだということでありまして、私が調べてわかったものをなぜ事務当局が調べてわからなかったのかというふうに思うんですね。やはり疑問は解けません。質問した以上は私が納得した答弁をいただきたいので、重ねてお尋ねをします。

私は、一般会計を調べたときは気がつかないです。でも、特別会計もあり得るなと思って特別会計も調べたら出てきたんです。それで、そういうことが理由なのかなというふうには推測はしているんですけども、再度答弁を伺いたと思います。

それから、今いろいろと細かい点についてはお聞きをしました。高い地代が1カ所で30万円だと、払っている地代は30万円だというのはこれは間違いはないですか。私が決算のときに調べたのでは3カ所だったかな、金額的にはよくわかりませんでした。30万円ではおさまらなかったというふうに思うんですけども、基本的には水道関係の施設ですよ、率直に言えば。水道関係の施設で多分3つの区分で借りていた用地です。それについては恐らく3%をはるかに超える額で借りていると思います。改めてその高い地代の実情についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、更新時期が3年ごとだということですので、ぜひ直近の更新時期にはもう事前に地主さんのところへ行って実情お話をして、こういう状況でとてもかけ離れた地代になっていると。議会でも問題になったということ言ってもらって、ぜひ町がとっている基準に沿った地代にしてもらいたいということをお願いをするということをやってもらいたいというふうに思います。

あわせてこの際ですので、この土地は譲ってもらえないかというようなことも、これは言ってもらったほうがいいと思うんですけども、この土地の購入について答弁がちょっと抜けましたので、もう一回お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、1点目の一般質問の際の答弁でございましたが、今お話ありましたとおり、それぞれ地代借りているものは一般会計分、特別会計分あるわけでございますけれども、私が調べたときには一般会計の主なものを調べたものですから、あとから気がついたという実情でございます。

それから、先ほど申し上げました30万というのは、借りているところで地代、評価額に対して一番パーセンテージの高いところの地代を申し上げまして、借りている方は何名かいらっしゃるわけでございますけれども、あわせて30万円の地代ということで申し上げました。

それから、更新のたびに実情を話して適正な価格にしたらどうだというお話でございますが、それは努力はいたしますが、なお契約事でございます。

それから、土地の購入の件につきましては、今後の検討課題かとは思っております。

それから、直接固有名詞で指摘のありました水道施設の関係でございますが、確かに高い契約額にはなっております。ただ、これは昭和50年前半の話でございますので、いろいろいきさつがあつて、契約事で合意した金額であろうと思っております。その後貸し手といろいろお話しはしておりますけれども、あくまでも当初の金額ということで現在に至っているわけでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）花火の里ニュータウン「特別分譲」後の販売策を議会とともに検討をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 花火の里ニュータウンの東日本大震災と原発事故の被災者に限り50%割り引く特別分譲が、ことしの2月1日から来年4月末までの予定で行われております。これに関して次の3点について伺います。

1点目です。特別分譲への問い合わせや見学の有無、また分譲に結びついたかどうかなど、特別分譲を実施しての状況はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

2点目です。来年4月末の特別分譲の期間が終わったら早く次の手が打てるように、分譲促進に向けた新たな方法の検討を速やかに行うべきではないでしょうか。お考えを伺います。

3点目です。その検討を充実したものにするために、以前行ったような議会と一緒に検討委員会をつくってはどうか。お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、現在まで全く問い合わせ等はございません。

2点目につきましては、販売促進に向けた継続的な取り組みの必要性は十分承知しております。新たな販売方法等を今模索をいたしておるところでありますと同時に、何か利用方法も検討してみたいなというふうに思っています。

3点目につきましては、以前の検討委員会の経過と特別分譲に対する地元説明会等の意見等を含め、検討すべきものと考えており、現在委員会の設置等は考えてはおりません。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 特別分譲やったけれども今のところ全く反応がないということで、本当に残念に思っております。やはり全く反応がない、これは理由があると思うんですね、原因がある、間違いなくあるわけです。ですから、それが何なのか、それを克服できるかどうか、それをやはりこれから検討していかなくてはならないと思うんです。7月末まで今の状態をやるということは、もうこれ公言しているわけでありまして、途中でやめるわけにはいかないのでもらって、それでやはりだめだったということであれば、すぐ次の手に移れるように早期に検討を深める必要があるというふうに思います。

私はこれまでも何度も申し上げてきましたけれども、ぜひ議会と一緒に検討をやってほしいということをお願いしたいと思います。以前、1度議会と一緒に検討委員会をつくって執行部とやりましたよね。あのときは

本当に深い検討ができたんです。担当者の人もニュータウンの居住者に対してアンケートをとってくれて、きちんとまとめてくれた。あと不動産業者の方、何件にもわたって、なぜ花火の里ニュータウンで申し込みが少ないんでしょうかということについては率直な意見も業者の方からいただいて、それをまとめてくれて議会にも出してくれたということで、あっ、こういうことがネックになっているんだということで、かなり思い切った対策が特別委員会では結論として出たんです。やはり執行部だけでやっていると、不十分なことに私はなるのかなというふうに思うんですね。ぜひ緊張感を持った、議会と一緒に検討委員会をつくって、深い検討をしていくべきだと。来年の5月1日からは新たな方策でこれを売り出すということに着手できるように、ぜひやっていただきたいというふうに思うんですけれども、再度お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今お話ありました平成20年に検討委員会をつくりまして、前の資料を確認しましたところ、4回の検討委員会が実施されたということで、その結果として販売方法として2つの案が示されたということで、奨励金を交付する案が一つと、もう一つは分譲価格の値下げということで検討結果が出たということですが、実施までは至らなかったというものは確認をさせていただきました。

今回の特別分譲に当たりまして、本年1月に地元説明会を開催したところ、地元の居住者の方から強い意見の要望がありまして、今後このような特別分譲はするのかという問いがありまして、この件については現在のところこのような特別分譲は考えておりません。今回被災者向けの特別分譲ということでご理解をいただきたいというふうな経過の、地元の滝ノ台のニュータウンの皆さんと率直な話をさせていただきまして、そういった経過もございまして、さきの検討委員会とさきの地元説明会を含めまして、販売方法については模索しているという状況であり、検討委員会を再度つくるということについては、今現在のところは時期尚早かなということで、町長答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の答弁、建設課長がするというのはちょっと容易でないことだったというふうに思います。私は町長が答えるべきことだったのではないかなというふうに思います。

そういうふうにニュータウンの居住者の方の説明会でもいろんな意見が出たと、それはそのとおりでしょう。でも私は一方で、俺は賛成だからあの説明会には行かなかったと、こういう方もいらっしゃいますよね。そういう実情もいろいろ私は議会とともに共有して、ぜひスピーディーにいい分譲促進策がとれるように、ぜひ検討委員会をつくっていただきたい。議員の大半が参加するような検討委員会であれば、物事を決めるのが早いでしょう。しかも、有効なものが出される可能性も高くなると思うんですね。もしあれだったら、議会でこういうふうにやろうということになったからということで、私はどうかなと思ったんだけどもと、町長言えるわけですよ、今のニュータウンのもう既に購入者の方に対してもですね。私は議会に責任おっつけてもらっても構わないですよ。私はそれが仕事ですから。この凍結されている、売れないで残っているニュータウンの分譲促進というのは、これはやらなければならないことなんです。ですからぜひお互いに知恵を出し合って、そういう場をつくっていただきたいなというふうに思うんです。再度、今度町長にお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 365日、頭から離れないです。どんな方法を打ち出しても何の反応もないと。いかにその時代にも即応をしない、みんなにも理解もいただけない、全くものが動かない。かといって、これは私はいつも感じる。不動産業とか個人事業主なら話は180度変わると思うんです。行政がつくってやるというところに一つの問題があって、そしたら、今議員さん、いいから議会にかっつけろと、議会がそう言うんだから俺やってるんだ、俺でやるでいいんだと言ってもね、おめえ何、語ってんだと、それこそ頭がどっちかへ吹っ飛ばぐらいの話になっちゃうんだと思うんです。

それで、ぜひ検討委員会ということになると、それはそれなりに全体で知恵を絞ってやるという、それは私もそのとおりで思うんです。ただ、みんなで決めたやつが、またそれが不発だったということになるとまた戻ってきますので、庁内では担当とそれからいろんな意見があります。今度はいよいよ踏み出して不動産屋にいいよ声をかけて本当に背水の陣でやろうとか、あるいは違う方法の販売の方法はないかとか、とりあえず今も話ありましたように、4月末で年限を切っていますから、今ごろ途中でやめましたと言ったら、それは一体何なんだということになりますので、そういう期間を守りながら、言われているように、来年の5月から、さあどうするんだというようなことはしっかり考えてみたいと思います。ただ、検討委員会つくらないではなくて、ひとつ議員の皆さん方にもこの考え、提案でいってもっていることで、何とかここをしのぎたいなどと思っています。

あわせて、私も今の被災地の町村長には言っています。あんたの町はもう住めないべと。だからもし希望があればこういうところがあるよとやっているんですが、それはやはり被災地の責任ある立場としてみんなで戻ろう、みんなで戻ろうと言ってる矢先に、おめえ、住めねえんだから、浅川にいいとこあっからいいよというわけには、これは絶対公的に言えないと思うんです。

それから、県の振興局とかいろんな、この前は県にもこの話をしたんですが、やっぱり行政の立場にある課長、部長、局長さんは物売りはやっぱりできないですね。そういうことで、じゃあここにパンフレット持って、ここに置いたらぐらいの程度であって、実際のセールスはできない、やれるのが何だというとやはりここまでくれば不動産屋にお願いして、そしてそれなりの手当等をきちっと決めて、さあ、じゃあ売ってもらおうということのほうが効率的なのかなという思いです。4月の期限切れるまでには担当課あるいは全職員挙げていろいろ検討してまいりますので、この検討委員会の設置についてはもう少し考えさせていただきたいというお願いをします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）特別養護老人ホームを増設するよう強く石川福祉会に働きかけをの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 特別養護老人ホームは絶対数がまだまだ足りません。入院している病院から退院を迫られ、病院探しを繰り返す人もいます。見るほうが倒れるといわれる家族介護を余儀なくされている方もいます。お年寄りがお年寄りを見る老老介護もふえております。町の高齢者保健福祉計画では、平成37年までの見通しについて高齢化率は上がる一方だと推計しています。事態は今後ますます深刻化します。そのため町は、管内町村や社会福祉法人石川福祉会と協力して特別養護老人ホームの増設を図るべきであります。その観点から3

点伺います。

1 点目です。昨年4月から特養ホームの入所条件が要介護3以上になりました。そのため、待機者が4割減ったという新聞報道もあります。それを踏まえ、現在さぎそうを含む石川福祉会の5つの特別養護老人ホームの待機者は、それぞれ実人数で何人なのかお伺いをしたいと思います。

2 点目です。前回増設が見送られた平田村では、増設のための用地が確保できたと聞いております。であれば、石川福祉会に強く働きかけて早期の増設を求めるべきではないでしょうか。お考えを伺います。

3 点目です。石川福祉会では特別養護老人ホームの増設あるいは新設について、今後どうするお考えなのでしょう。また、増設あるいは新設となった場合、管内町村の財政負担がどう生じるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1 点目につきましては、石川管内からの申し込み実人数は311人、各施設への申し込みはさくら荘105人、さぎそう108人、よもぎ荘112人、たまかわ荘92人、ふるどの荘79人の合計496人です。

2 点目については、増床については立地町村から具体的な話もないところでありまして、話はできておりません。

3 点目、現在のところ新、増築についての考えは聞いておりません。財政負担については、建設にかかわる負担のほかサービスの提供による町負担、介護保険料の増が伴うものと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 石川管内それぞれの石川福祉会が運営している特別養護老人ホームに対して、申し込みは496人で、実人数は311人だということでありまして。大変な数字であります。

2 点目の平田村については、私は平田村の議員から提供できる用地ができて、福祉会のほうにも連絡したということを知ったということを知っておりますので、用地の確保はできると。以前、特養ホームの増設ができない要因として一つは用地がないこと。もう一つは財政負担があることということだったというふうに思うんですけれども、平田村に関しては一つは解消できる見通しであるということでもあります。ですから、あとは財政負担ですね。石川福祉会が自前でもって増設、増設というか増床ですね、これができればこれにこしたことはないんですけれども、ただ、介護保険のいろんな制度の改定があつて、経営も容易でないというふうに推測されます。

ですから、各町村が財政的な支援を行ってでも、これは増床していこうということ、ぜひ浅川の町長のほうから呼びかけていただきたいというふうに思うんです。9月の議会の町長の答弁でも、事態は猶予がないような状況だという認識が表明されました。まさに特養に入りたくても入れない人の状況というのはそうだと思います。これがますます今後深刻化していくことは間違いないんですから、なるべく早く各町村の財政負担は覚悟して用地のめどがついたところからやっていこうということ、町長のほうからぜひ言っていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。



○町長（須藤一夫君） 今の状況の内容は、待機者を含めてそういう状況だということはわかりましたと思うんです。今こっちから本気になってやるというお話ではありますが、私は6日に平田の村長にも会いまして、福祉会の局長にも会いまして。福祉会の理事長はちょっと体調を崩していなかったんですが、私確認してみたんですね、この平田村の用地という具体的に名前になっていましたので。そしたらないとも言わないし、あるとも言わない。

私は想像するに及んで平田に用地ができたなというのは、これは私の想像ですよ。想像を言っているのか悪いのか別にして、平田という名前が出ましたからね。ああこれは元の役場が新しい学校校舎のほうに移転をして、そしてよもぎ荘の隣の役場が空いたということで、以前はよもぎ荘というのは土地が狭くて増床も何もできないでああいう状況で、こちらはびしっとやったんですが、今度は隣に元の役場の敷地と建物等々やれば、全く石川町村の管内の中では一番立地条件としていいんだなという思いで聞いてみたんです。実際私は役場の土地とは言いませんが、平田では土地がちゃんと確保できて新しい施設やる、提供する、そういうつもりはあるのかと聞きましたが、これにはいいとも言わない、悪いとも言わない、ノーコメントであります。

それからもう一つ、福祉会の局長に今度は福祉会として石川郡5つの施設外に特養施設の増設、一番事業として大きい増設の計画はあるのかいと、それも50人、80人なんていう小さなやつでなくて、100人、200人規模の、本当にこれで救われるというような施設建設を福祉会としては考えているのかいと。そうしたら、今の状況では全く考えておりません。現時点ではそういう計画の考えはありませんということなんです。

私は、それではとてもでないがこういう待機者を収容できるわけにはいきませんから、町村会としてのあり方をどうするのか。これからの5町村としての建設に対する財政負担をどうするのか。あるいは、当然住むことになれば介護保険、後期高齢者保険等々もついてまわりますが、それよりも先に建設をするための国県補助の残額をどう5町村でもつのかという話はしました。これはどこの町村もそういうことを言われても検討はありません。ですから、今現時点では新しいものをつくろうというような機運にはなっておりません。

そして、ここにきてひとつネックになってきたのが、いわゆる福祉会の規則が変わります。今までのような、その福祉会、私どもの地域福祉センター、いわゆる社会福祉協議会も規則が変わるのですが、特に福祉会のほうは今全国で名だたる大手病院とか、あるいは大手企業とかやっているその福祉介護施設の中で会計の不正会計、剰余金が膨大になりながら少ないような会計をして、利用者負担を高くするというようなものがあって、今度福祉会そのものの定款の改正が5月1日かな、4月1日からなされるようになりました。

その中で、今度責任体制が福祉会の理事というのは極めて重い責任体制を課せられるようになりました。したがって、福祉会は経営上膨大な欠損が出た、あるいは赤字が出た、それをどうするかというときに、今度は経営者になる理事者がその補填をする責任を課せられるようになりましたものですから、どなたを理事候補として選んで、誰が責任ある立場になるのかという、一つの制度改正の枠もここにきて浮上してしまっていて、なかなか会の運営をうまく回転するような状況には、なかなか、今の時点ではなっていないと思うんです。

今度も新たに残任期間を置いて新しい福祉会としての役員体制が決まったときに、さてじゃあ、これからどうするんだという具体的な話になっていくんだと思うんです、今の時点は。私はこの質問の趣旨にあるように働きかけるべきだということでありましたので、話はしました。ただし、その反応は一発で言って、はいだということではありませんけれども、話はしました。皆さんそのことは増設するべき、どうするんだということ

はしましたので、認識としては持っていてくれるものと思います。これから、この新しい福祉会の役員構成等、評議理事等の構成が新たに決まって、新たな体制でスタートするときに、さあどうするかということを変更して具体的にみんなで協議をしてみたいと。ただ、決定するかしないかの私は約束はできませんが、その趣旨としての意見は申し上げたいなと思っています。

ちょっと長くなりましたが、当面の現状の置かれている状況はこういうことだということの説明をして、答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） いろいろ事情があるということは私には知らなかったものですから、初めてお聞きしました。この新しい体制というのはいつごろ決まるんですか。まずそれをひとつこの際ですからお聞きをしたいというふうに思います。

平田村の件なんですけれども、用地に対してノーコメントだったということの私は真意はわかりませんが、もし時期が来たときに、いや提供してもいいよということになった場合には、ぜひ各町村財政負担が生じて大変だろうけれども、やはりこれは取り組まなくてはならない問題なんだからやろうという呼びかけを、改めて町長のほうからやっていただきたい。そのためにはどれぐらいの財政負担になるのかというものの試算がないと話にならないので、これは事務方でもある福祉会のほうで、このぐらいの規模だったならば、このぐらいの各町村の財政負担でお願いしてやっていきたいというふうな話になると思うんですね。そういう事務的なものの手続を進めることと各町村での負担しての増設、増床、これを積極的に呼びかけていただきたいというふうに思うんですけれども、再度お伺いをします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 新しい役員を選任は3月中に完了だと思います。

それから、平田村のことですが、ほかの村ですから、あなたの土地どうしろこうしろは言うわけではありませんが、ただ本当に実情を考慮して私どもの村の土地が一番いいなという平田村の理解と協力が得られれば、やはり石川郡全体としての話も新しく進むだろうというふうに思っています。ただ、ほかの町村のことは、土地のことでありますから、余計なことを言うと、おめえらには関係ねえべというようなことになってしまいますので、それは言いませんけれども土地として、何といたしますかね、推測される分はその場所を指しているのかなという思いですよ。決して確約、確認ではありません。ご理解していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 暑い方は上着を脱いでも結構です。

次に、（5）就学援助費の早期支給と、特に中学入学準備費用を早く支給する制度をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 9月の議会でもお尋ねしました。経済的に容易でない家庭の子供もしっかり義務教育が受けられるように、学用品費や給食費、修学旅行費などを支給する就学援助費は、もっと早く支給すべきという質問であります。前の質問から3カ月しかたっておりませんが、新年度から改善されることを願って再度質問をいたします。2点について伺います。

1点目です。9月議会の答弁で、町では学期末に支給しているということでした。つまり、これらの費用は

経済的に容易でない保護者に一旦払わせ、後払いでその学期末に支給するというものであります。事務的には楽なので全国的にもそうしている自治体がほとんどであります。しかし、子供の貧困問題に力を入れ始めた国は、国もお金を出しているこの就学援助費をもっと早く支給しなさいと全国の自治体に求めており、我が浅川町にも国からそういう通知が来ているという答弁でありました。

さて、9月議会では就学援助費の早期支給について、なるべく早く支給できないかということを検討していきたいという答弁がなされました。その後どう検討されたのか伺いたと思います。

2点目です。制服、運動着、部活関係、参考書など特にお金がかかるのが中学入学のときであります。恐らく義務教育の中で一番お金がかかる時期と言えます。このため町でも、新入学児童生徒学用品費を就学援助費の費目に計上しています。ところが、これも支給されるのは1学期末であります。入学準備費ですから、望ましいのは3月に支給することです。

例えば、東京都の八王子市では、就学援助とは切り離して入学準備金を3月に支給するという取り組みを行うことになりました。いわば、入学準備費の先払い制度であります。こうした例を参考にしながら、浅川町でも中学の入学準備の費用を支給する制度を設けてはどうかということを提案したいと思います。お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

就学援助費の支給に関することですので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、さきの議会でも質問があり答弁をしたところでありますが、入学が確定してからの支給となることから、現在、学期末の7月に新入学児童生徒学用品費を支給しておりますが、申請や認定が間に合えば5月末までに支給できるよう検討しているところでございます。

2点目につきましては、今答弁しましたとおり入学が確定してからの支給ということで考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は1点目で、就学援助費全般について早期に支給すべきではないかということをお願いしたんです。ちょっと誤解されたようでありますけれども、入学準備の費用に関しては2点目のほうで改めて伺いをしました。2点目のほうから先にお話をすると、5月末までには支給できるように今検討中だというふうにお聞きをしました。確認をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それから、1点目の就学援助費全般、基本的には学期末に払っているということで、その間経済的に容易でない保護者に一旦払ってもらって、それでその後就学援助費を、学期末ですから1学期末だと7月ですか。2学期末だと12月ですか。そういう形で後で払っているということであります。私はなるべく早く、できればこの必要になったときにすぐに支給できるようにできないかということで、これを検討してほしいということを9月の議会で申し上げたわけです。この点について再度伺いたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 現在7月末に行っておりますが、それを5月末までには支給できるよう検討しております。5月末ということで先ほどの確認、1点目につきましても2点目につきましてもそういうことでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 就学援助の費目については、入学準備費のほかに、たしか全部で8項目あったと思うんですね。通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、学校給食費などがあります。これら全般について1点目で早期支給を検討するというふうに約束したけれども、9月議会で答弁されたけれども、どうになりましたかというお尋ねだったんです。1点目2点目とも入学準備金の話かなと思える答弁だったので、再度その入学準備費以外の就学援助費についての支給、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 今言われたように、就学援助費についてはさまざまな費目がございます。先ほど教育長が答弁したのに関しましては、入学準備金については少しでも早くということで、現在7月に支給をしております。それを申請が間に合えば5月までにはやりたいなということで考えてございます。学校のほうとも現在、そのような形で打ち合わせをしているところでございます。

また、残りにつきましては例年どおり学期末に考えております。校外活動費これらも実行された場合しか支給できませんので、それらも含めて学期末ということで考えてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、3番、須藤浩二君、（1）除雪体制についての質問を許します。

3番、須藤浩二君。

〔3番 須藤浩二君起立〕

○3番（須藤浩二君） 除雪体制についてお伺いいたします。

間もなく雪が降る季節となります。まず第1点目、積雪時の除雪基準はどのようになっているのか。

2点目、積雪時の除雪をどのように行うかを町民に知らせ協力を求めるべきと思うが、考えを伺います。

3点目、早朝の除雪を通勤・通学前に対応し交通確保をするべきと考えるが、町の考えを伺います。

3つよろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、除雪事業実施計画により除雪出動基準積雪は10センチメートルを目安としております。

2点目につきましては、例年12月中に国県道及び町道の除雪に当たり、道路沿いの皆さんとドライバーの皆さんにご協力をお願いとして、回覧文書及び町の広報に記載し周知を図っております。今年度も同様の周知を実施いたします。

3点目につきましては、ご質問の内容のとおり対処することで、町内の建設業者を含め対応策を確認をいたしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 答弁をいただきまして再質問をさせていただきます。

10センチ以上で除雪をする。12月中に県道、国道、町道等の除雪体制を回覧で知らせる。3点目が交通確保に努力するという回答ですが、まずお願いしたいことが数点あります。

去年の除雪時に町民からこのような苦情がありました。個人の所有地に勝手に雪をどかっと置いていかれて、家に帰ってきたときに車がとめられない。事前に除雪に対する相談があれば幾らでも土地は貸してあげるのに、生活に不便を与えるような、身勝手に雪を置かれてはことしも困るという内容を、町民の方からご相談を受けました。

また、通勤・通学時間前の除雪に対してなんですが、子供さんが学校に行く前に全然除雪がされていない。だから、親が車で送っていかなくちゃなんなんだということを町民から言われました。ぜひとも、3点目なんですが、子供さんの通学に間に合うような除雪、特に歩道なんか近所のおじさんとかが掃いている場合もあるんですが、町としては協力を町民に促す通知またはそういう体制づくりを考えていただけたらと思います。再度質問よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 言われていることは承知しますが、どの程度の積雪になってどの程度のものが出てくるかは定かではありませんで、それから距離もありますし、人的要因もございます。そういうものを含めて沿道にかかわる分の雪の置き場所とか等々については、支障のないように業者の皆さん方にお話はするつもりであります。しかし、全体の公共性を考えたときには余りわがままを言わないでご協力をひとつお願いしたいと思っています。子供たちの通学に合わせるように、できるだけ朝は5時出勤という時間を決めておりますし、従前は15センチということであったわけではありますが、これを10センチまで下げて対応するということがあります。

ただ、距離が問題でありますから、ただ、雪の量もまた問題です。全く少ない積雪かどさんと降る積雪かによって変わりますし、その降り方によっては5時ということではなくて、時には3時半になるかもわかりません。全体を挙げて除雪あるいは生活の不便にならないように万全を期して担当課も業者にもお願いをしておりますので、町民の皆さん方にもお互いの仲ですから、多少の不便さ苦難はやはり協力していただかなければできないと思いますので、よくその辺の周知徹底もしてまいりたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 答弁、まさにそのとおりだと私も思います。町民の方が除雪をする役場の考え、そして除雪を受ける町民の考え、その意思の疎通がきちとなされれば、何ら問題ないものだと私も考えております。ぜひとも町民の安全・安心そして生活を守るためにも、ことしも雪が降らないとは限りませんが、降雪時にはよりよい除雪をしていただければと思います。

答弁は結構です。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、1番、渡辺幸雄君、（1）農地の荒廃や不作地が目立つようになってきている。町としての対応はの質問を許します。

1番、渡辺幸雄君。

〔1番 渡辺幸雄君起立〕

○1番（渡辺幸雄君） 毎年、農業関係かなり年々変わってきております。その中で今まで農地の荒廃や不作地が目立つようになってきている。その中で今まで国が進める多面的機能支払、中山間直接支払でのどのくらいの成果が出ているのか。今後、農家の高齢化する中で人・農地プランでの対応が可能なのか。この件を町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

現在多面的機能支払地区は11組織で約423ヘクタール、交付額が約2,600万円、中山間地域直接支払は8地区で約75ヘクタール、交付金額が約1,100万円の取り組みの状況です。このうち、多面的機能支払地区の約1割、中山間地域直接支払地区の2割3割がいわゆる保安全管理となっております。これも荒廃農地を防ぐ一つの成果と考えられると思います。

人・農地プランとの関係につきましては、今年度町全域で作成する運びになっており、今後も継続的に話し合いを持ち、今回提案しております農地利用最適化推進委員を初めとする関係者と連携しながら、できるだけ不作付地などの解消に向けて取り組んでいきたいと考えておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄君。

○1番（渡辺幸雄君） 人・農地プランの中で一応6次化産業というような、今回出てきております。その中で、地域ブランドというのは浅川町ほとんどないんですけれども、その辺の開発するという考えがあるかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） これ私どもの町のみならず、全国どこの農村もあるいは津々浦々も行政、今は推進役になるのは、計画の立案は行政かもしれません。イコールそのJAが広域されたことによって各単位町村とののかわりというのは非常に希薄というか、連携プレーがうまくいっていないということが現実にあります。それはなぜかという、やはり6次化産業の推進役というのは行政の財政的な裏づけと、経営実務、実際の指導する立場のJAと、広域になっても広域のJAと広域を取り巻く町村が一緒になって物事を進めないと、この6次化産業というのは片一方だけでは絶対に育ちません。それを育てるためにはじゃあ何が必要なんだ。幾ら行政が頑張っても、JAが頑張っても、どんなに笛吹けども、生産する末端が踊らなければ、決して舞台はできません。

そういうことを考えたときに、私は何が大切かという真剣に農業に取り組むと同時につくった農産物に付加価値をつけてやろうという、その若者であれ老人であれ、そういう気概を持った一人一人の町民が結集しない限りは全くできないと思うんです。ですから、この前の質問にもありましたように、これからの地域の産品等をつくるにしても、やはりそういうことだと思うんです。私の町でこの6次化をどう拠点づくり、前段に総務課長から漬物なり農産物なりというのは、これはまさに6次化のことであって、これをやるために誰を中心に誰が本気になってやる、その中核になる生産者団体、仲間がなれば絶対に前に出ないんです。行政が幾ら笛吹いても踊らなければ舞台にはなりません。

これをどうつくり上げるかが今我々に問われている、あるいは農村の自治体に問われている、あるいは農村

の地域に問われている最大の課題なんだと思うんです。こういうものをどこで、誰が、いつつくり上げるか、こういうことを指向して、みんなで検討していきたいなと思っています。町は、私はこういうものの起こし方については、本当に労力もあるいは経済も決して惜しんではならないと思っています。それを出して支えることによって、少しでも前進すれば救われるなど。それをつくるのが町づくりだなというふうに思っていますので、努力はします。協力してください。

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄君。

○1番（渡辺幸雄君） 私一番懸念にしているというのは中山間の有休農地ですよね。実際この部分に何かつくればというのが一番これからのネックになっていくと思うんですけれども、その辺の考えというのは町長のほうでは。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ごらんとおり、農地、しかも基盤整備やった30ヘクタールの田んぼさえ荒廃して、カヤがおいて、あるいはセイダカアワダチソウがおいて捨てられているわけですが、これこそ新しくなる農業委員会あるいは農地利用最適化推進委員の皆様方の英知を結集して、できるだけ早く農地中間機構等々をあわせて、そして集約できるような経営形態をつくってあげないとだめだと思うんです。

だから、私が推進しているいわゆる花火の里ブランドのこしひかりの生産母体のように、もう少し活力あって協力できるものを集めないと物事は進まないと思っています。だから今、水田は10や20ヘクタールでうまく経営はできませんから、少なくとも今の機械でいくと基盤整備用地の中なら30ヘクタールは可能ですから、30ヘクタールぐらいの耕地面積を確保する農家をどれだけ拠点としてつくるか。

私が今お願いしているのは、受委託農家をやっている組合の、今現在やっている各集落にある組合といますか、農家の皆さんを核にした地域づくりが一番早い即戦力だと思っているんです。受委託。1つはライスセンターもある、あるいは受委託農業もやる、そして設備も調っている、機械も調っている、技術もしっかりしている、この人たちを中核にしてものを進める。先般、この皆さん方との会をつくっていただいて2年ぐらいになります、この人たちにひとつ活力を与えて、そしてその荒廃地も守るような仕組み、守るためには農地中間管理機構等のそのような形をつくり上げて安定させる。これしかないかなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）町指定の文化財の目立つ案内板の設置をの質問を許します。

1番、渡辺幸雄君。

〔1番 渡辺幸雄君起立〕

○1番（渡辺幸雄君） 町指定の文化財の目立つ案内板の設置をということで、小貫の貫秀寺は案内板が道路に設置されていますが、あの案内板については町内の人がわかるが町外の方は探すのが困難。目立つ案内板を設置してはと考えます。町長、教育長、考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答をいたします。

案内看板の設置については、平成26年度に2カ所設置し、平成28年度には1カ所設置を予定しております。なお、文化財の由来等を記載した看板も平成22年度より設置しており、案内看板をも含め計画的に設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄君。

○1番（渡辺幸雄君） 町の中でもテレビ等で取り上げられた文化財もありますので、その中でほかの他町村から来て、場所自体がわからないということで、若干私のほうで説明をした経緯がありますので、その辺、これからできるだけ目立つような看板設置をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（渡辺幸雄君） はい。

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時29分